

## IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕



内閣府



《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 23 年 4 月 1 日決定） 平成 23 年 12 月 7 日一部改正 平成 24 年 3 月 21 日一部改正 平成 26 年 3 月 24 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第 9 条及び法施行令第 3 条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 22 政策 78 施策 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等：法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するように努める。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 25 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 25 年 7 月 29 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：22 政策（78 施策）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：4件 (規制) 〔表1-3-ア〕	規制の新設が妥当	4	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	4	
	事業評価方式：26件 (租税特別措置等) 〔表1-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当	26	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	26	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：82件 [22政策] (目標管理型の政策評価) [表1-3-ウ] {実績評価方式：78件} [表1-3-エ]	目標達成	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	72
			おおむね目標達成	26		
			目標達成が十分とは言い難い	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	8
			未集計等	3		
			測定不能	1	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止した 【廃止、休止、中止】	1
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 50件 ) ( 機構・定員要求に反映 14件 ) ( うち、機構2件、定員13件 )			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 法令に基づき施策が終了したものである。

## 表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 4 政策について評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 11 日及び 4 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	避難行動要支援者名簿規定の整備及び災害時における被災者の運送規定の新設
2	届出対象区域の指定及び復興計画のための土地の立ち入り
3	障害を理由とする差別の解消に関し、主務大臣の事業者に対する対応指針に定める事項についての報告徴収、助言、指導及び勧告の権限の新設並びに報告の徴収に対する担保としての罰則の新設
4	障害者差別解消支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していたものに対する秘密保持義務の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 26 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 9 月 5 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
2	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
3	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
4	特定収入に係る消費税制上の所要の措置
5	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長
6	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設
7	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設
8	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和
9	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長
10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充
11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設
12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
18	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の創設
19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充
22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
----	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表1-4-(2)参照。



## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、22 政策の下に掲げる 82 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 9 月 25 日に「平成 24 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>政策1 適正な公文書管理の実施</b>			
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	未集計等	引き続き推進
<b>政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進</b>			
2	重要施策に関する広報	おおむね目標達成	引き続き推進
3	世論の調査	目標達成	引き続き推進
<b>政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進</b>			
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	目標達成	引き続き推進
<b>政策4 原子力災害対策の充実・強化</b>			
5	原子力発電施設周辺地域における防災対策の充実・強化	目標達成	引き続き推進
<b>政策5 経済財政政策の推進</b>			
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報	目標達成が十分とは言えない	引き続き推進
7	対日直接投資の推進	目標達成	引き続き推進
8	緊急雇用対策の実施	目標達成	引き続き推進
9	道州制特区の推進	目標達成	引き続き推進
10	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
11	市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善	目標達成	引き続き推進
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）	目標達成	引き続き推進
13	「新しい公共」に関する施策の推進	目標達成	改善・見直し
14	「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備	目標達成	改善・見直し
15	市民活動の促進	おおむね目標達成	引き続き推進
16	国内の経済動向の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
17	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
18	海外の経済動向の分析	おおむね目標達成	引き続き推進
<b>政策6 地域活性化の推進</b>			
19	中心市街地活性化基本計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
20	構造改革特区計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
21	地域再生計画の認定	おおむね目標達成	引き続き推進
22	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定	目標達成	引き続き推進
23	地域再生支援利子補給金の支給	目標達成	引き続き推進
24	特定地域再生計画の推進	目標達成	引き続き推進
25	環境未来都市の推進	目標達成	引き続き推進
26	総合特区の推進	未集計等	引き続き推進
27	都市再生安全確保計画の策定の促進	目標達成	引き続き推進
<b>政策7 地方分権改革の推進</b>			
28	地方分権改革に関する施策の推進	目標達成	引き続き推進
<b>政策8 科学技術政策の推進</b>			
29	原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）	測定不能	引き続き推進
<b>政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進</b>			
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用	目標達成	引き続き推進
<b>政策10 防災政策の推進</b>			

31	防災に関する普及・啓発	おおむね目標達成	改善・見直し
32	国際防災協力の推進	おおむね目標達成	改善・見直し
33	災害復旧・復興に関する施策の推進	目標達成	改善・見直し
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）	目標達成	引き続き推進
35	地震対策等の推進	目標達成	改善・見直し
<b>政策11 沖縄政策の推進</b>			
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	目標達成	引き続き推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査	目標達成	引き続き推進
38	沖縄における社会資本等の整備	未集計等	引き続き推進
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策	おおむね目標達成	引き続き推進
40	沖縄の戦後処理対策	おおむね目標達成	引き続き推進
<b>政策12 共生社会実現のための施策の推進</b>			
41	子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）	目標達成	引き続き推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）	目標達成	引き続き推進
43	子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）	目標達成	引き続き推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）	目標達成	引き続き推進
46	食育に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
47	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）	目標達成	引き続き推進
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
50	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）	目標達成	引き続き推進
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
52	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）	目標達成	引き続き推進
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
54	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）	目標達成	引き続き推進
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等	目標達成が十分とは言い難い	引き続き推進
56	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）	目標達成	引き続き推進
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等	おおむね目標達成	引き続き推進
58	青年国際交流の推進	おおむね目標達成	改善・見直し
<b>政策13 栄典事務の適切な遂行</b>			
59	栄典事務の適切な遂行	おおむね目標達成	引き続き推進
<b>政策14 男女共同参画社会の形成の促進</b>			
60	男女共同参画に関する普及・啓発	おおむね目標達成	引き続き推進
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携	目標達成	改善・見直し
62	国際交流・国際協力の促進	目標達成	引き続き推進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組	目標達成	引き続き推進
64	女性の参画の拡大に向けた取組	目標達成	引き続き推進
65	仕事と生活の調和の推進	目標達成	引き続き推進
66	震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知	目標達成	廃止、休止、中止
67	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	目標達成	引き続き推進
<b>政策15 食品の安全性の確保</b>			
68	食品健康影響評価技術研究の推進	おおむね目標達成	引き続き推進
69	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	おおむね目標達成	引き続き推進
<b>政策16 公益法人制度改革等の推進</b>			
70	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保	おおむね目標達成	引き続き推進
71	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の	目標達成	その他

	調整		
<b>政策17 経済社会総合研究の推進</b>			
72	経済社会活動の総合的研究	おおむね目標達成	引き続き推進
73	国民経済計算	目標達成	引き続き推進
74	人材育成、能力開発	目標達成	引き続き推進
<b>政策18 迎賓施設の適切な運営</b>			
75	迎賓施設の適切な運営	目標達成	引き続き推進
<b>政策19 北方領土問題の解決の促進</b>			
76	北方領土問題解決促進のための施策の推進	目標達成	引き続き推進
<b>政策20 国際平和協力業務等の推進</b>			
77	国際平和協力業務等の推進	目標達成	引き続き推進
<b>政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡</b>			
78	政府・社会等に対する提言等	目標達成	引き続き推進
79	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動	目標達成	引き続き推進
80	科学の役割についての普及・啓発	目標達成	引き続き推進
81	科学者間ネットワークの構築	目標達成	引き続き推進
<b>政策22 官民人材交流センターの適切な運営</b>			
82	民間人材登用等の推進	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表1-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の22政策の下に掲げる78施策を対象として評価を実施中（平成26年8月公表予定）。

表1-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
<b>政策1 適正な公文書管理の実施</b>	
1	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
<b>政策2 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進</b>	
2	重要施策に関する広報
3	世論の調査
<b>政策3 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進</b>	
4	化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
<b>政策4 原子力災害対策の充実・強化</b>	
5	原子力災害対策の充実・強化
<b>政策5 経済財政政策の推進</b>	
6	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報
7	対日直接投資の推進
8	緊急雇用対策の実施
9	道州制特区の推進
10	「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
11	民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）
12	競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）
13	市民活動の促進
14	NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進
15	国内の経済動向の分析
16	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
17	海外の経済動向の分析
<b>政策6 地域活性化の推進</b>	
18	中心市街地活性化基本計画の認定
19	構造改革特区計画の認定
20	地域再生計画の認定

21	地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
22	地域再生支援利子補給金の支給
23	特定地域再生計画の推進
24	総合特区の推進
25	「環境未来都市」の推進
26	都市再生安全確保計画の策定の促進
<b>政策7 地方分権改革の推進</b>	
27	地方分権改革に関する施策の推進
<b>政策8 科学技術政策の推進</b>	
28	原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
<b>政策9 宇宙開発利用に関する施策の推進</b>	
29	宇宙開発利用の推進
30	実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進
<b>政策10 防災政策の推進</b>	
31	防災に関する普及・啓発
32	国際防災協力の推進
33	災害復旧・復興に関する施策の推進
34	防災行政の総合的推進（防災基本計画）
35	地震対策等の推進
<b>政策11 沖縄政策の推進</b>	
36	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
37	沖縄振興計画の推進に関する調査
38	沖縄における社会資本等の整備
39	沖縄の特殊事情に伴う特別対策
40	沖縄の戦後処理対策
<b>政策12 共生社会実現のための施策の推進</b>	
41	子ども・若者育成支援の総合的推進
42	青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
43	子ども・子育て支援の総合的推進
44	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
45	食育の総合的推進（食育推進基本計画）
46	食育に関する広報啓発、調査研究等
47	高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
48	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
49	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
50	障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
51	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
52	交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
53	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
54	犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
55	犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携推進等
56	自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
57	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
58	青年国際交流の推進
<b>政策13 栄典事務の適切な遂行</b>	
59	栄典事務の適切な遂行
<b>政策14 男女共同参画社会の形成の促進</b>	
60	男女共同参画に関する普及・啓発
61	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
62	国際交流・国際協力の促進
63	女性に対する暴力の根絶に向けた取組
64	女性の参画の拡大に向けた取組
65	仕事と生活の調和の推進
66	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
<b>政策15 食品の安全性の確保</b>	
67	食品健康影響評価技術研究の推進
68	食品安全の確保に必要な総合的施策の推進

<b>政策16 公益法人制度改革等の推進</b>	
69	新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
70	特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
<b>政策17 経済社会総合研究の推進</b>	
71	経済社会活動の総合的研究
72	国民経済計算
73	人材育成、能力開発
<b>政策18 迎賓施設の適切な運営</b>	
74	迎賓施設の適切な運営
<b>政策19 北方領土問題の解決の促進</b>	
75	北方領土問題解決促進のための施策の推進
<b>政策20 国際平和協力業務等の推進</b>	
76	国際平和協力業務等の推進
<b>政策21 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡</b>	
77	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
<b>政策22 官民人材交流センターの適切な運営</b>	
78	民間人材登用等の推進

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
1. 適正な公文書管理の実施	(1) 公文書管理制度の適正かつ円滑な運用
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理
4. 原子力災害対策の充実・強化	(1) 原子力災害対策の充実・強化
5. 経済財政政策の推進	(1) 政府調達に係る苦情処理についての周知・広報 (2) 対日直接投資の推進 (3) 緊急雇用対策の実施 (4) 道州制特区の推進 (5) 「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (8) 市民活動の促進 (9) NPO等の運営力強化を通じた復興・被災者支援の推進 (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 構造改革特区計画の認定 (3) 地域再生計画の認定 (4) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (5) 地域再生支援利子補給金の支給 (6) 特定地域再生計画の推進 (7) 総合特区の推進 (8) 「環境未来都市」の推進 (9) 都市再生安全確保計画の策定の促進
7. 地方分権改革の推進	(1) 地方分権改革に関する施策の推進
8. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用に係る政策の検討・情報発信等
9. 宇宙開発利用に関する施策の推進	(1) 宇宙開発利用の推進 (2) 実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用
10. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
11. 沖縄政策の推進	(1) 沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進 (2) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (3) 沖縄における社会資本等の整備 (4) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (5) 沖縄の戦後処理対策

12. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 子ども・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）
	(2) 青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）
	(3) 子ども・子育て支援の総合的推進（子ども・子育てビジョン）
	(4) 子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等
	(5) 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
	(6) 食育に関する広報啓発、調査研究等
	(7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
	(8) 高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等
	(9) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
	(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
	(11) 障害者施策に関する広報啓発、調査研究等
	(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
	(13) 交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等
	(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
	(15) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等
	(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
	(17) 自殺対策に関する広報啓発、調査研究等
	(18) 青年国際交流の推進
13. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
14. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
	(2) 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携
	(3) 国際交流・国際協力の促進
	(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
	(5) 女性の参画の拡大に向けた取組
	(6) 仕事と生活の調和の推進
	(7) 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業
15. 食品の安全性の確保	(1) 食品健康影響評価技術研究の推進
	(2) 食品安全の確保に必要な総合的施策の推進
16. 公益法人制度改革等の推進	(1) 新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
	(2) 特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整
17. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
	(2) 国民経済計算
	(3) 人材育成、能力開発
18. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運営
19. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
20. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22. 官民人材交流センターの適切な運営	(1) 民間人材登用等の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ ([http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h25/taiou\\_h25.pdf](http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h25/taiou_h25.pdf)) 参照。





宮内庁



《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成24年3月30日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成25年度宮内庁政策評価実施計画（平成25年5月16日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1政策（直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）	{事業評価方式：1件} 〔表2-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策（法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

## 表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

該当する政策なし

### 2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 27 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	インターネットによる古典籍の紹介

公正取引委員会



《公正取引委員会》

表 3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 4 月 1 日策定） 平成 25 年 4 月 1 日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第 3 条第 6 号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課室は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課、経済取引局総務課、取引部取引企画課及び審査局管理企画課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、政策評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成 25 年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定） 平成 25 年 7 月 9 日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：8 施策
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (目標管理型の政策評価) 〔表3-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	8
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 8件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構2件、定員3件) )	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	



### 表3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

#### 1 事前評価

該当する政策なし

#### 2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「平成25年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の8施策を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として25年8月30日に公表。

表3-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

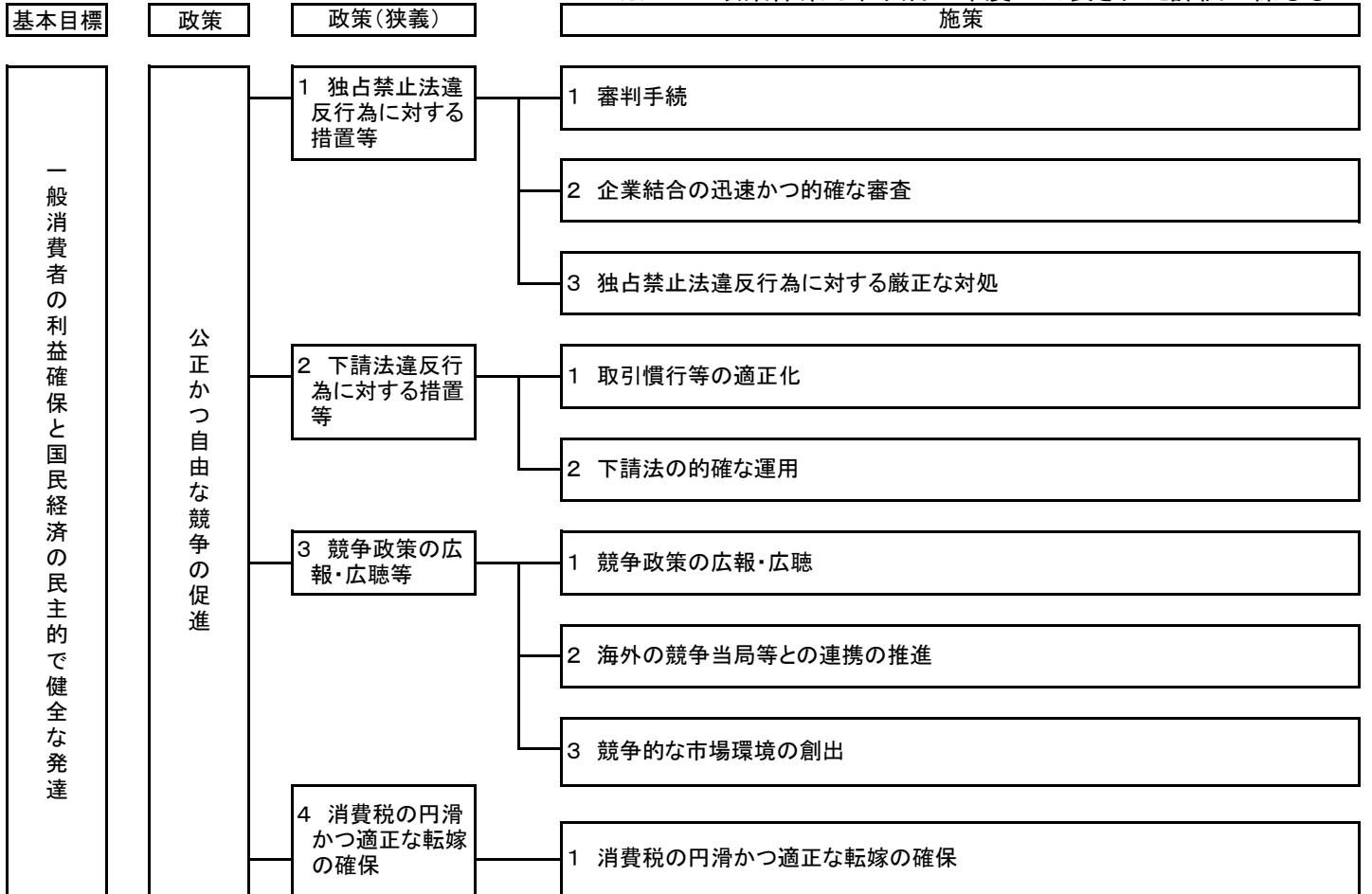
No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>1 独占禁止法違反行為に対する措置等</b>			
1	審判手続	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
2	企業結合の迅速かつ的確な審査	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
3	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
<b>2 下請法違反行為に対する措置等</b>			
4	取引慣行等の適正化	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
5	下請法の的確な運用	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
<b>3 競争政策の広報・広聴等</b>			
6	競争政策の広報・広聴	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
7	海外の競争当局等との連携の推進	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進
8	競争的な市場環境の創出	有効性・効率性等が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表3-4-(1)参照。

別表

政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/yosan/yosantaiou.files/seisakuyosan25.xls>)参照。

国家公安委员会・警察厅



《国家公安委員会・警察庁》

表 4 - 1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月29日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式： 所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を設定した上で実施する。 事業評価方式： 既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、実施する。 総合評価方式： 次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：14 政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイト国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成 25 年度政策評価の実施に関する計画（平成 25 年 3 月 22 日決定）	

実施計画の 主な規定内 容	1 主要な行政目的に係る政策等 として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号に区分 されるもの) 及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成24年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成25年度を評価期間とする7の基本目標と 18の業績目標について評価を実施(26年度に評 価書を作成)。 ○ 事業評価：3の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1の行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了(法第7条第2 項第2号イ及びロに該当するも の)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第7条第2 項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と18の業績目標について定めた「平成25年度実績評価計画書」(平成25年9月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：18件 (目標管理型の政策評価) [表4-3-ア]	達成	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18	
			おおむね達成	11			
			達成が十分とは言えない	3			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 18件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員10件)
		総合評価方式：1件 [表4-3-ウ]	対策が着実に推進されたが、引き続き推進していく必要がある	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
事業評価方式：3件 (規制) [表4-3-エ]	有効性及び効率性が認められる	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3			
		1			有効性及び効率性がおおむね認められる		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月19日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表4-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保</b>			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	おおむね達成	引き続き推進
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標2 犯罪捜査の的確な推進</b>			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	おおむね達成	引き続き推進
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進	達成	引き続き推進
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標3 組織犯罪対策の強化</b>			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	達成が十分と は言い難い	引き続き推進
10	来日外国人犯罪対策の強化	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標4 安全かつ快適な交通の確保</b>			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保	達成	引き続き推進
12	運転者対策の推進	おおむね達成	引き続き推進
13	道路交通環境の整備	おおむね達成	引き続き推進
<b>基本目標5 国の公安の維持</b>			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	達成	引き続き推進
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	おおむね達成	引き続き推進



<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	達成	引き続き推進
<b>基本目標 7 安心できるIT社会の実現</b>			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	おおむね達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と18の業績目標を対象として評価を実施中（平成26年度中に公表予定）。

表4-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策		
<b>基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保</b>			
1	総合的な犯罪抑止対策の推進		
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		
3	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止		
<b>基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進</b>			
4	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上		
5	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
6	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化		
7	科学技術を活用した捜査の更なる推進		
8	被疑者取調べの適正化の更なる推進		
<b>基本目標 3 組織犯罪対策の強化</b>			
9	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化		
10	来日外国人犯罪対策の強化		
<b>基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保</b>			
11	歩行者・自転車利用者の安全確保		
12	運転者対策の推進		
13	道路交通環境の整備		
<b>基本目標 5 国の公安の維持</b>			
14	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処		
15	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
16	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		
<b>基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実</b>			
17	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実		
<b>基本目標 7 安心できるIT社会の実現</b>			
18	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止		

(3) 総合評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「総合評価書 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」として公表。

表4-3-ウ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進	対策が着実に推進されたが、引き続き推進	引き続き推進

		していく必要がある	
--	--	-----------	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(2)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の3の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成26年3月20日に「事業評価書 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制」として公表。

表4-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策（規制）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制			
1	シートベルト装着義務の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進
2	聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け	有効性及び効率性がおおむね認められる	引き続き推進
3	安全運転管理者制度の対象の拡大	有効性及び効率性が認められる	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表4-4-(3)参照。

## 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ([http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h25\\_seisaku\\_yosan.pdf](http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h25_seisaku_yosan.pdf))参照。



特定個人情報保護委員会



《特定個人情報保護委員会》

表5-1 特定個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	特定個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成25年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：3政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

※ 平成25年度に実施している政策については、26年度以降の適切な時期に評価を実施する予定。

表5-2 特定個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策（法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 5－3 特定個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

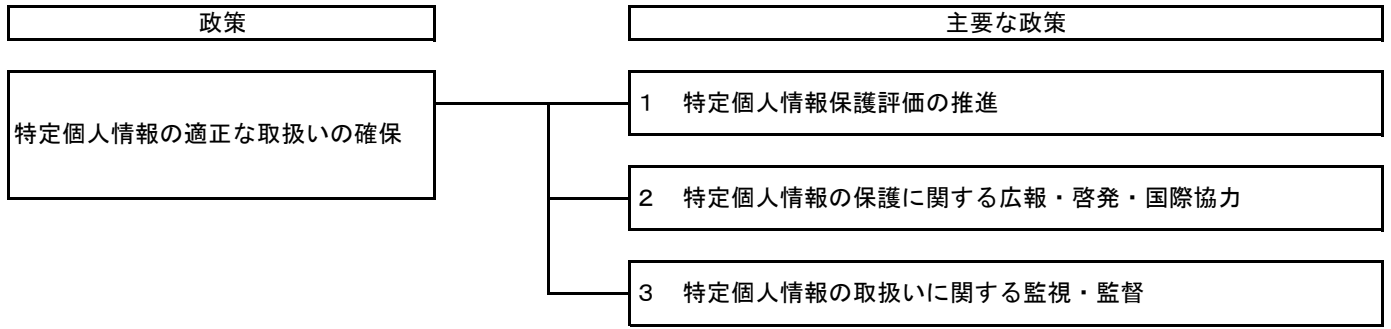
2 事後評価

該当する政策なし



## 政策体系（特定個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成25年度実施計画に定めるもの





金融庁



《金融庁》

表6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 ① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） ② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） ③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く） ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成25年度金融庁政策評価実施計画（平成25年6月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成25年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成25年度中の効果の発現予定の有無にかかわらず事後評価を実施） ○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実

		現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：31件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	31	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	25	
	2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した			6		
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った		
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕  〔実績評価方式：20件〕 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-エ〕	5	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	15	
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> [ 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 9件 (うち、機構7件、定員8件) ]			
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
	<概算要求及び機構・定員要求への反映> [ 概算要求に反映 1件 ]					
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表6-3-カ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

## 表6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の31政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月30日、5月14日、6月27日、11月15日、11月21日、平成26年1月27日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	大量保有報告規制の見直し
2	投資信託・投資法人法制の見直し
3	公開買付規制の見直し
4	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し（3件）
5	インサイダー取引に関連する規制の見直し
6	A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
7	金融業の機能の強化に係る規制の見直し
8	空売り規制の総合的な見直し
9	個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制
10	インサイダー取引規制の見直し
11	ファイアーウォール規制の見直し
12	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し
13	グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し
14	少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し
15	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し
16	取扱有価証券の範囲の見直し
17	新規上場に伴う負担の軽減
18	大量保有報告制度の見直し（4件）
19	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止
20	金融指標に関する規制の枠組みの整備
21	金融商品取引所の業務の追加
22	保険募集の基本的ルールの新設
23	保険募集人に対する規制の整備
24	海外展開に係る規制緩和
25	保険仲立人に対する規制緩和
26	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表6-4-(1)参照。

2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化
2	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
3	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
4	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
5	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃



6	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
7	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
8	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表6-4-(2)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれま	引き続き推進

			での取組を進めていく必要がある	
8	市場機能の強化のための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>				
12	国際的な政策協調・連携強化		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備		施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
<b>（業務支援基盤の整備のための取組み）</b>				
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上		施策の達成に向けて一定の成果が上	改善・見直し

			がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	
18	学術的成果の金融行政への導入・活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
20	災害等発生時における金融行政の継続確保		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象に評価を実施中(平成26年8月公表予定)。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備
<b>(業務支援基盤の整備のための取組み)</b>	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施した以下の 1 事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事業評価書」として公表。

表 6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 6-4-(4) 参照。

(4) 「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 6-3-カ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 6-4-(5) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ([www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/25youkyuu-5/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/25youkyuu-5/01.pdf))参照。



消費者庁





《消費者庁》

表 7-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成25年3月18日決定） 平成25年7月1日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年4月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用され、政策評価が無駄の削減に資するよう努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度消費者庁政策評価実施計画（平成25年3月27日決定） 平成25年7月1日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表7-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：9件 (規制) 〔表7-3-ア〕	規制の新設が妥当	9	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	8
					2 評価結果を踏まえ、政令等を改正した	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 1件 ) ( 機構・定員要求に反映 1件 ) (うち、定員1件)	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：12件 (目標管理型の政策評価) 〔表7-3-イ〕 {実績評価方式：10件} (目標管理型の政策評価) 〔表7-3-ウ〕	進捗があった	12	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	6
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った【改善・見直し】	6
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 12件 ) ( 機構・定員要求に反映 5件 ) (うち、機構1件、定員4件)	
					未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

## 表7-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は廃止に係る以下の9の規制（3政策）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月5日、4月19日及び6月14日に「規制を対象として事前評価した政策評価書」として公表。

表7-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設
2	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例の新設に伴う特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制の導入（7件）
3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律による規制対象の追加

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表7-4-(1)参照。

2 表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は廃止に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の12施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度消費者庁政策評価書」として公表。

表7-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	消費者政策の調整	進捗があった	改善・見直し
2	基本的な消費者政策の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
3	消費者事故等の情報の集約・分析・対応	進捗があった	改善・見直し
4	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	進捗があった	改善・見直し
5	個人情報保護に関する施策の推進	進捗があった	改善・見直し
6	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	進捗があった	引き続き推進
7	物価対策の推進	進捗があった	引き続き推進
8	地方消費者行政の推進	進捗があった	引き続き推進
9	消費者の安全確保のための施策の推進	進捗があった	改善・見直し
10	消費者取引対策の推進	進捗があった	引き続き推進
11	消費者表示対策の推進	進展があった	引き続き推進
12	食品表示対策の推進	進捗があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表7-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施中。

表 7-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	消費者政策の企画・立案・推進及び調整
2	消費生活に関する制度の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
5	物価対策の推進
6	地方消費者行政の推進
7	消費者の安全確保のための施策の推進
8	消費者取引対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示の企画・立案・推進

## 政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策分野	政策	施策
消費者政策	消費者政策の推進	消費者政策の調整
		基本的な消費者政策の企画・立案・推進
		消費者事故等の情報の集約・分析・対応
		消費生活に関する制度の企画・立案・推進
		個人情報保護に関する施策の推進
		消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
		物価対策の推進
		地方消費者行政の推進
		消費者の安全確保のための施策の推進
		消費者取引対策の推進
		消費者表示対策の推進
		食品表示対策の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/25seisakuyosan.pdf>) 参照。



復興庁





《復興庁》

表 8-1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度復興庁政策評価実施計画（平成25年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：3の施策 ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ア〕	租税特別措置等の拡充又は延長が妥当	5	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	5
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (目標管理型の政策評価) 〔表8-3-イ〕	目標を達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
			目標達成に向けて進展	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の重点化等	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件)	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

## 表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の5の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
2	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
3	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
4	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
5	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表8-4-(1)参照。

### 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度復興庁政策評価実施計画」に基づき、以下の3の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成23年度及び同24年度復興庁政策評価書（事後評価）」として公表。

表 8-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	復興特区制度に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	引き続き推進
2	復興交付金制度に係る施策の推進	目標を達成	引き続き推進
3	原子力災害からの復興に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	改善・見直し

(注) 1 復興庁が平成23年度末（平成24年2月10日）に設置されたことに鑑み、同年度中に実施した政策に係る政策評価と24年度に実施した施策に係る事後評価を併せて実施。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表8-4-(2)参照。

## 政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
復興施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="710 304 1481 338">(1) 復興特区制度に係る施策の推進</li> <li data-bbox="710 349 1481 383">(2) 復興交付金制度に係る施策の推進</li> <li data-bbox="710 394 1481 427">(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進</li> <li data-bbox="710 439 1481 519">(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)~(3)に掲げるものを除く。)</li> </ul>

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ ([http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130311\\_fukkou.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130311_fukkou.pdf)) 参照。

総務省



《総務省》

表 9-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成24年6月1日策定） 平成25年3月29日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策 (2) その他事前の検証が必要と認められる政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 (1) 総務省の主要な政策については、実績評価方式による。 (2) 次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策については、当該政策の特性等に応じた評価方式による。 ア 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策（研究開発及び公共事業に限る。）であって、事後の検証が必要と認められるもの イ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（法第9条の規定に基づき事前評価を実施したものを除く。） ウ その他事後の検証が必要と認められる政策 (3) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式による。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度総務省政策評価実施計画（平成25年3月29日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策（その他に成果重視事業3件） ○ 事業評価 (1) 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし

	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし
--	------------------------------	----------



表 9-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (研究開発課題) 〔表9-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	6	<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 6件)
	事業評価方式：10件 (規制) 〔表9-3-イ〕	必要性等が認められる	10	評価結果を踏まえ、法令等に反映	10	
	事業評価方式：10件 (租税特別措置等) 〔表9-3-ウ〕	必要性等が認められる	10	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	10	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表9-3-エ〕	基本目標の達成に向け相当の進展があった	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	18
				12	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔概算要求に反映 20件 機構・定員要求に反映 5件 (うち、機構3件、定員5件)〕		
		事業評価方式：10件 〔表9-3-オ〕	有効性・効率性等が認められる	10	既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	10
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 9-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度予算概算要求を行う以下の 6 研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事前事業評価書」として公表。

表 9-3-ア 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	スマートなインフラ維持管理に向けた ICT 基盤の確立
2	次世代衛星移動通信システムの構築に向けたダイナミック制御技術の研究開発
3	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発
4	次世代映像素材伝送の実現に向けた高効率周波数利用技術に関する研究開発
5	ミリ波帯による高速移動用バックホール技術の研究開発
6	140GHz 帯高精度レーダー等の研究開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 9-4-(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 16 日、10 月 30 日及び 26 年 3 月 10 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 9-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	消防活動阻害物質の追加
2	スプリンクラー設備に関する基準の見直し
3	自動火災報知設備に関する基準の見直し
4	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動起動
5	放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設
6	認定放送持株会社の認定の要件の緩和 (3 件)
7	多様化・複雑化する電気通信事故の防止のための制度整備
8	船舶共通通信システム等の普及促進に向けた関係規定の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 9-4-(2) 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 10 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 9-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設
2	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例
3	研究開発法人への寄附に係る税制措置
4	中小企業投資促進税制の拡充
5	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
6	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
7	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

8	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
9	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
10	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表9-4-(3)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の20政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表9-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	進展があった	改善・見直し
2	適正な行政管理の実施	進展があった	引き続き推進
3	行政評価等による行政制度・運営の改善	進展があった	改善・見直し
4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	進展があった	引き続き推進
5	地域振興（地域力創造）	進展があった	引き続き推進
6	地方財源の確保と地方財政の健全化	進展があった	引き続き推進
7	分権型社会を担う地方税制度の構築	進展があった	引き続き推進
8	選挙制度等の適切な運用	相当の進展があった	引き続き推進
9	電子政府・電子自治体の推進	進展があった	引き続き推進
10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	相当の進展があった	引き続き推進
11	情報通信技術高度利活用の推進	進展があった	引き続き推進
12	放送分野における利用環境の整備	相当の進展があった	引き続き推進
13	情報通信技術利用環境の整備	進展があった	引き続き推進
14	電波利用料財源電波監視等の実施	相当の進展があった	引き続き推進
15	ICT分野における国際戦略の推進	相当の進展があった	引き続き推進
16	郵政行政の推進（郵政民営化の円滑な推進）	相当の進展があった	引き続き推進
17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	相当の進展があった	引き続き推進
18	恩給行政の推進	相当の進展があった	引き続き推進
19	公的統計の体系的な整備・提供	進展があった	引き続き推進
20	消防防災体制の充実強化	進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表9-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、以下の10政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度事後事業評価書」として公表。

表9-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	ライフサポート型ロボット技術に関する研究開発
2	安心・安全イノベーションを創造する地上／衛星共用携帯電話システム技術の研究開発
3	災害に備えたクラウド移行促進セキュリティ技術の研究開発
4	広域災害対応型クラウド基盤構築に向けた研究開発（環境対応型ネットワーク構成シグナリング技術）
5	広域災害対応型クラウド基盤構築に向けた研究開発（高信頼クラウドサービス制御基盤技術）
6	大規模災害時における移動通信ネットワークの動的通信制御技術の研究開発
7	情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発（災害に強いネットワークを実現するための技術の研究開発）
8	多様な通信・放送手段を連携させた多層的な災害情報伝達システムの研究開発
9	超高速近距離無線伝送技術等の研究開発
10	次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表9-4-(5)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進 2 適正な行政管理の実施 3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 5 地域振興(地域力創造) 6 地方財源の確保と地方財政の健全化 7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信 (ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 11 情報通信技術高度利活用の推進 12 放送分野における利用環境の整備 13 情報通信技術利用環境の整備 14 電波利用料財源電波監視等の実施 15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政民営化の確実な推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進 18 恩給行政の推進 19 公的統計の体系的な整備・提供 20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000216475.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000216475.pdf))参照。



# 公害等調整委員会





《公害等調整委員会》

表 10-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成23年3月22日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成25年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成25年4月9日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策（4目標）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後 評価	<b>主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策</b> (法第7条 第2項第1 号)	実績評価方式：4件 [表10-3-ア] (目標管理型の政策評 価)  {実績評価方式：4 件} (目標管理型の政策評 価) [表10-3-イ]	目標が達成されて おり、今後ともこ れまでの取組を進 めていく	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
	<概算要求及び機構・定員要求への反映> ( 概算要求に反映 4件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、定員1件) )					
	<b>未着手</b> (法第7条 第2項第2 号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	<b>未了</b> (法第7条 第2項第2 号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
<b>その他の 政策</b> (法第7条 第2項第3 号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 目標（施策）を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 29 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 24 年度事後評価書）」として公表。

表 10-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行</b>			
<b>政策 1 公害紛争の処理</b>			
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
<b>政策 2 土地利用の調整</b>			
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 10-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

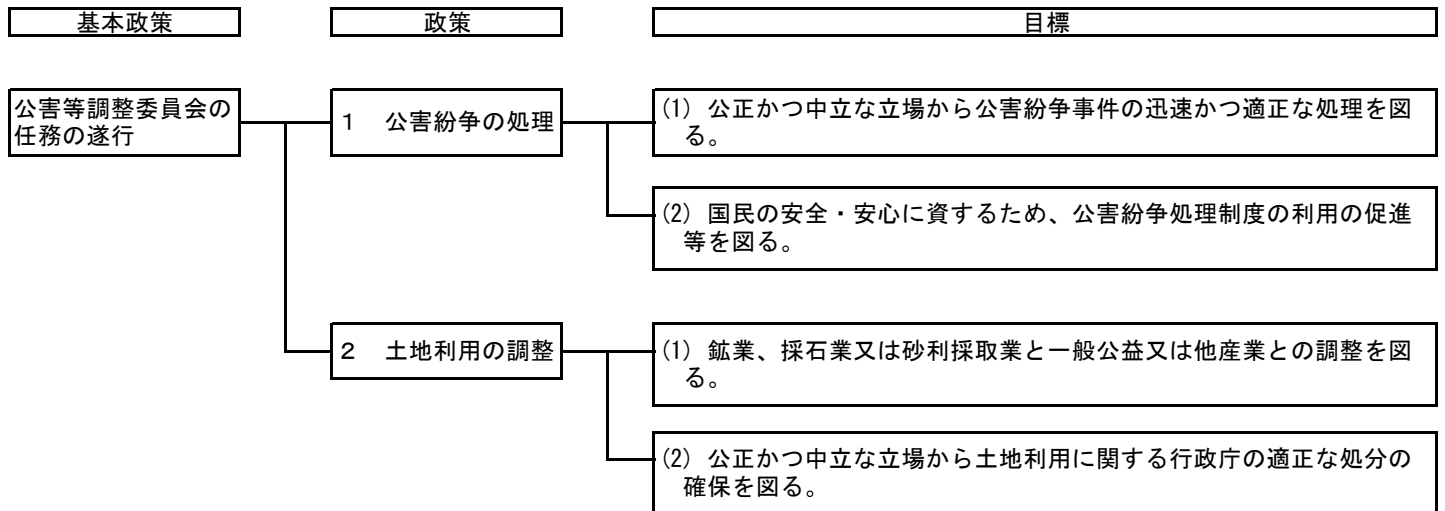
実績評価方式を用いて、「平成 25 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 4 目標（施策）を対象に評価を実施中（平成 26 年 8 月公表予定）。

表 10-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
<b>基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行</b>	
<b>政策 1 公害紛争の処理</b>	
1	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理
2	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等
<b>政策 2 土地利用の調整</b>	
3	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整
4	土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保

## 政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000216475.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000216475.pdf))参照。



法務省





《法務省》

表 11-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）		
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間	
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。</li> <li>○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）</li> <li>・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</li> <li>・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策</li> <li>・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの</li> </ul> </li> </ul>	
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。</li> <li>○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。</li> </ul>	
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。</li> <li>このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努める。</li> </ul> </li> </ul>	
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。</li> </ul>	
実施計画の名称	平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成25年3月29日決定） 平成25年9月27日改定		
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価：4施策（法務に関する調査研究及び施設の整備）</li> <li>○ 実績評価：17施策 1 成果重視事業</li> <li>○ 総合評価：1施策</li> </ul>	

	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：7件 〔表11-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	7	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 7 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件)
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：15件 (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-イ〕  {実績評価方式：17件} (目標管理型の政策評価) 〔表11-3-ウ〕  {実績評価方式：1件} (成果重視事業) 〔表11-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	15	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 15 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 2件 (うち、機構1件、定員1件))
		総合評価方式：1件 〔表11-3-オ〕  {総合評価方式：1件} 〔表11-3-カ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 1 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)
		事業評価方式：3件 〔表11-3-キ〕  {事業評価方式：4件} 〔表11-3-ク〕	所期の成果を得ることができた	3	今後も同様の結果が得られるよう努める 3
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、以下の7事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-ア 新規採択事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
〔I-3-(1)〕	
1	法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）
2	法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）
〔VII-14-(2)〕	
3	施設の整備（沖縄少年院・沖縄女子学園新営工事）
4	施設の整備（佐渡法務総合庁舎新営工事）
5	施設の整備（駿府学園新営工事）
6	施設の設備（西日本矯正医療センター（少年）（仮称）新営工事）
7	施設の設備（福岡第2法務総合庁舎新営工事）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 11-4-(1) 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、15施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
2	法教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
4	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
5	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

6	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
7	保護観察対象者等の改善更生等	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
8	医療観察対象者の社会復帰	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
9	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
10	登記事務の適正円滑な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
11	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
12	債権管理回収業の審査監督	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
13	人権の擁護	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
14	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
15	法務行政における国際協力の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表11-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、17施策を対象として評価を実施中。

表11-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
1	法曹養成制度の充実
2	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
3	法教育の推進
4	検察権行使を支える事務の適正な運営
5	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
6	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
7	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
8	保護観察対象者等の改善更生等
9	医療観察対象者の社会復帰
10	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
11	登記事務の適正円滑な処理
12	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
13	債権管理回収業の審査監督
14	人権の擁護
15	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
16	出入国の公正な管理

17	法務行政における国際協力の推進
----	-----------------

(注) 平成26年8月に公表予定。

- (3) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
 実績評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 11-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
1	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 平成26年8月に公表予定。

- (4) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
 平成25年度においては、総合評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1施策を対象として評価を実施し、その結果を25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-オ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	出入国の公正な管理	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 11-4-(3) 参照。

- (5) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
 総合評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1施策を対象として評価を実施中。

表 11-3-カ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備

(注) 平成27年8月に公表予定。

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の3事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 11-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（家庭内の重大犯罪に関する研究）
	[VII-14-(2)]
2	施設の整備（周南法務総合庁舎整備等事業）

<b>3</b>	<b>施設の整備（美祢社会復帰促進センター整備事業）</b>
----------	--------------------------------

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表11-4-(4)参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(7) 事業評価方式を用いて、「平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4事業等を対象として評価を実施中。

表11-3-ク 事業評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
	〔I-3-(1)〕
1	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯に関する研究）
	〔VII-14-(2)〕
2	施設の整備（伊丹法務総合庁舎整備等事業）
3	施設の整備（宮崎法務総合庁舎整備等事業）
4	施設の整備（島根あさひ社会復帰促進センター整備事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。  
2 平成26年8月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 法曹養成制度の充実 (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (4) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生等 (2) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応
		(2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進
		(2) 施設の整備
		(3) 法務行政の情報化
		(4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000108268.pdf>)参照。



外務省



《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度から29年度までの5年間</li> <li>○ 対象は、以下の政策とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 政府開発援助 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</li> <li>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</li> </ul> </li> <li>イ 規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</li> </ul> </li> <li>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</li> <li>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</li> </ul> </li> <li>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。</li> <li>○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。))等に反映させる。</li> <li>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</li> <li>○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対す</li> </ul> </li> </ul>

		<p>る外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。  イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。</p>
実施計画の名称	平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（4 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 2 案件 ○ 未了：政府開発援助 12 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：67件 〔表 12-3-ア、イ〕 《政府開発援助：36件》 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	67 《36》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 16件《36件》）	67 《36》
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：19件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕  {総合評価方式：19件} （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	4	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	14
			目標の達成に向けて進 展があ った	15	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	5
					政策の重点化等	3
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 16件 （うち、機構4件、定員16件）〕	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：7件 〔表 12-3-カ〕	継続が妥当	6	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	6	
		進捗を慎重 に見極めた 上で事業継 続を検討	1	2 評価結果を踏まえ、当該 政策を中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成 24 年度に評価結果が公表され、「平成 24 年度政策評価等の実施状況及びこれら  
の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として  
新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月8日、5月17日、5月31日、6月4日、6月11日、6月13日、6月19日、7月1日、7月18日、7月31日、8月21日、9月4日、9月19日、9月25日、11月8日、11月15日、12月9日、12月17日及び12月25日並びに26年1月31日、2月14日、2月25日、3月14日、3月25日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画」(モザンビーク共和国)
2	「リロングウェ中等教員養成校建設計画」(マラウイ共和国)
3	「配電網緊急改修計画」(シエラレオネ共和国)
4	「タケク上水道拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
5	「ヌアディブ漁港拡張整備計画」(モーリタニア・イスラム共和国)
6	「配電設備整備計画」(ガーナ共和国)
7	「気象レーダーシステム整備計画」(モーリシャス共和国)
8	「国道一号線橋梁改修計画」(ギニア共和国)
9	「イレクアンバ間道路橋梁整備計画」(モザンビーク共和国)
10	「サルパン県タクライ灌漑システム改善計画」(ブータン王国)
11	「ルサカ郡病院整備計画」(ザンビア共和国)
12	「ビシュケクオシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画」(キルギス共和国)
13	「モラ橋護岸計画」(東ティモール民主共和国)
14	「第三次地方電化計画」(ウガンダ共和国)
15	「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「バリング郡村落給水計画」(ケニア共和国)
17	「ナロック給水拡張計画」(ケニア共和国)
18	「コンボンチャム及びバットンバン上水道拡張計画」(カンボジア王国)
19	「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」(リベリア共和国)
20	「タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)
21	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
22	「貨物旅客兼用船建造計画」(ツバル)
23	「国内海上輸送能力向上計画」(ミクロネシア連邦)
24	「マダン市場改修計画」(パプアニューギニア独立国)
25	「タボラ州水供給計画」(タンザニア連合共和国)
26	「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
27	「中学校教室建設計画」(ニジェール共和国)
28	「ブルト灌漑施設改修計画」(東ティモール民主共和国)
29	「国道一号線改修計画(第4期)」(カンボジア王国)
30	「チェンナイ小児病院改善計画」(インド)
31	「カブール国際空港保安機能強化計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」(スーダン共和国)
33	「都市水道改善計画」(サモア独立国)
34	「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」(ラオス人民民主共和国)
35	「南部地域前期中等教育環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
36	「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
37	「第三次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
38	「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)

39	「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(フィリピン共和国)
40	「ダカール州郊外中学校建設計画」(セネガル共和国)
41	「国立母子保健センター拡張計画」(カンボジア王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表12-4-(1)参照。  
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～13については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月31日、9月4日、11月15日、12月17日及び12月25日並びに平成26年1月20日、1月23日、2月25日、3月4日、3月25日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「貧困削減地方開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
2	「ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
3	「ムンバイメトロ三号線建設計画」(インド)
4	「ナボイ火力発電所近代化計画」(ウズベキスタン共和国)
5	「インド工科大学ハイデラバード校整備計画(フェーズ2)」(インド)
6	「グアナカステ地熱開発セクターローン」(コスタリカ共和国)
7	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「ハノイ市環状3号線整備計画(マイジックータンロン南間)」(ベトナム社会主義共和国)
9	「サンティアゴ島上水道システム整備計画」(カーボヴェルデ共和国)
10	「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」(モザンビーク共和国)
11	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
12	「港湾整備計画(第二期)」(イラク共和国)
13	「ジャワ南線複線化計画(第四期)」(インドネシア共和国)
14	「ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「南北高速道路建設計画(ホーチミンゾーザイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ケラニ河新橋建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
21	「東部輸出回廊整備計画」(パラグアイ共和国)
22	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)」(インド)
23	「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」(インド)
24	「中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)」(インド)
25	「ハリヤナ州配電設備改善計画」(インド)
26	「アグラ上水道整備計画(Ⅱ)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表12-4-(2)参照。  
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～3については、予算要求に反映。

(3) 以下の36案件(無償資金協力15、有償資金協力21)は、平成24年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として26年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 24 年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
<b>無償資金協力</b>	
1	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
2	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
3	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
4	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
5	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール県、パーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
9	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
10	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
11	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
12	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
13	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
14	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
15	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)
<b>有償資金協力</b>	
16	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
17	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
18	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
19	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
20	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(I)」(バングラデシュ人民共和国)
21	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
22	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
23	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
24	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
25	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズI(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
26	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
27	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
28	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
29	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
30	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
31	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
32	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
33	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
35	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
36	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表12-4-(3)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 25 年度(平成 24 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書(平成 24 年度に実施した施



策に係る評価書)」として公表。

表 12-3-エ 総合評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本目標Ⅰ 地域別外交</b>			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</b>			
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅳ 領事政策</b>			
12	領事業務の充実	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>			
13	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅵ 経済協力</b>			
15	経済協力	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
16	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
<b>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</b>			
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 12-4-(4) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施中。

表 12-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
<b>基本目標Ⅰ 地域別外交</b>	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
<b>基本目標Ⅱ 分野別外交</b>	
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
<b>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</b>	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
<b>基本目標Ⅳ 領事政策</b>	
12	領事業務の充実
<b>基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化</b>	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
<b>基本目標Ⅵ 経済協力</b>	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
<b>基本目標Ⅶ 分担金・拠出金</b>	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 7 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書（平成 24 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 12-3-カ 未了の事業（政府開発援助）を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「南スマトラー西ジャワガスパイプライン建設計画」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
2	「農村経済開発復興計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「内蒙古自治区植林植草計画」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
4	「内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
5	「アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
6	「パハン・スランゴール導水計画」（マレーシア）	継続が妥当	引き続き推進
7	「南北海底光ケーブル整備計画」（ベトナム）	進捗を慎重に見極めた上で事業継続を検討	中止

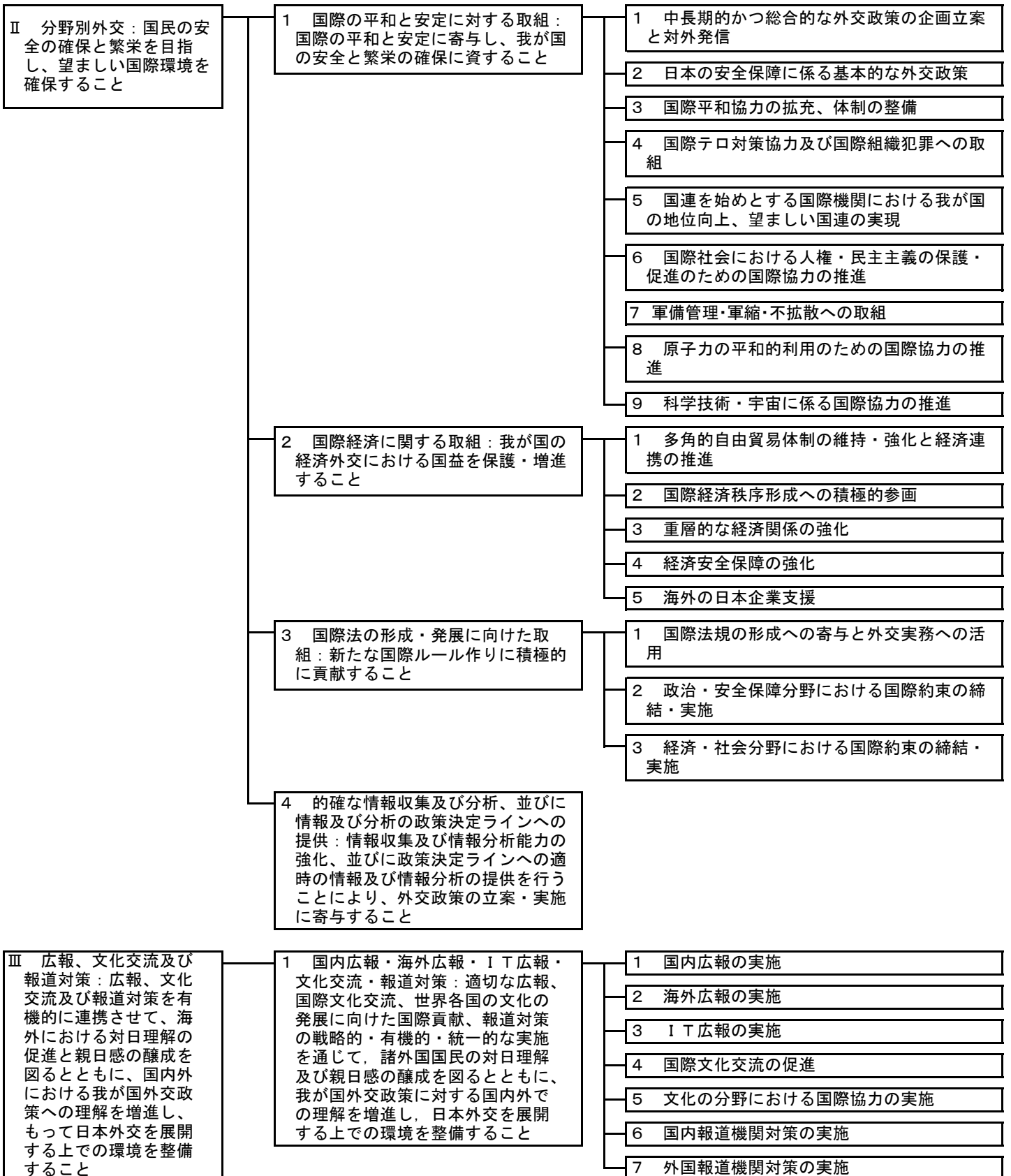
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 12-4-(5) 参照。

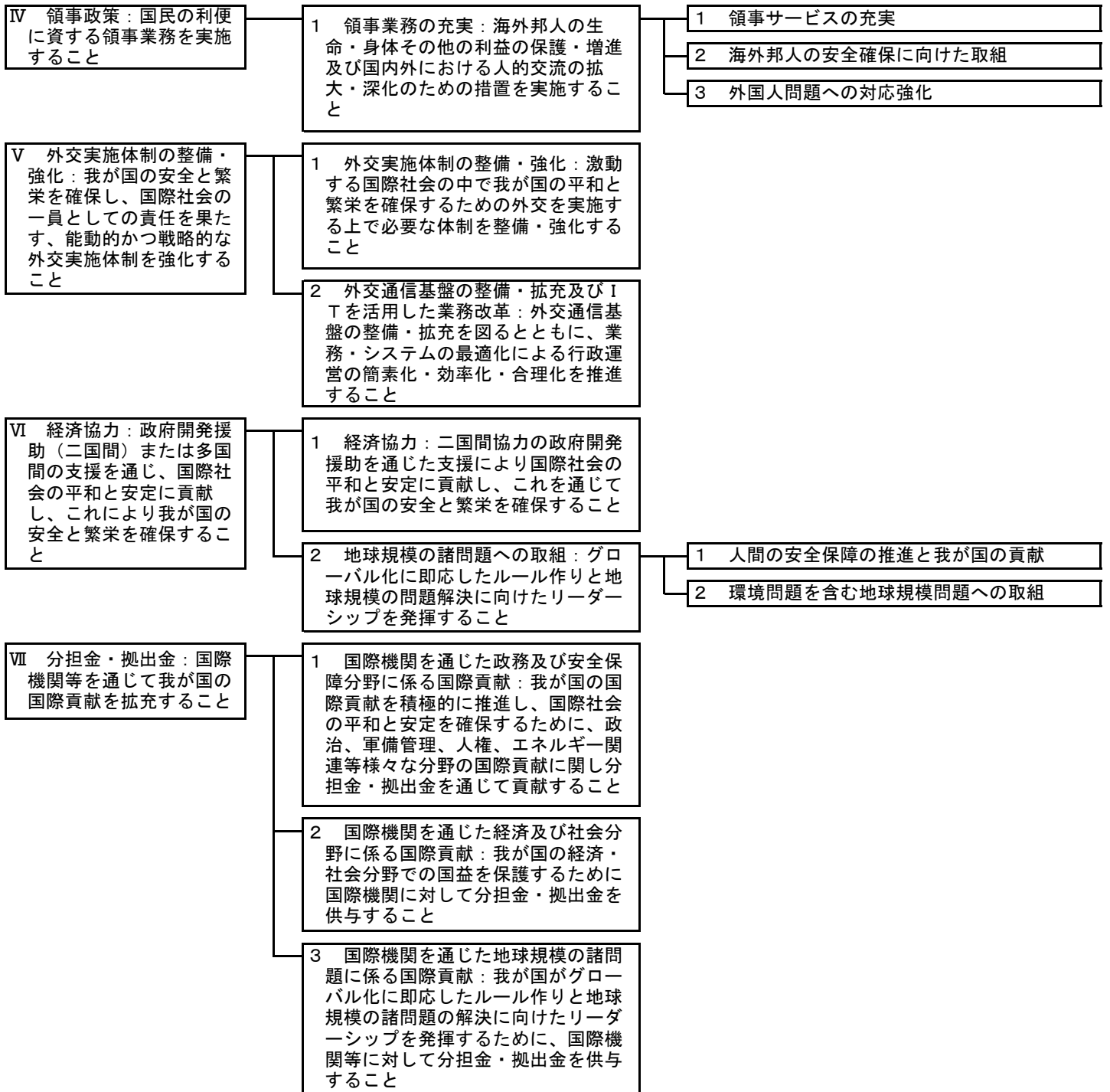
2 平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 17 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 7 案件について評価を実施している。

## 政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan\\_taiou.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html)) 参照。



財務省





《財務省》

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年度から29年度までの5年間</li> <li>○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</li> <li>○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。</li> <li>○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。</li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。</li> <li>○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。</li> </ul>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。</li> <li>○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。</li> </ul>
実施計画の名称	平成25年度政策評価実施計画（平成25年3月29日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6総合目標 25政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 13-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式： 3件 (租税特別措置等) 〔表13-3-ア〕	必要性等、有効性等、相当性が認められるため、租税特別措置等の延長が妥当	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	3	
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 31件 (目標管理型の政 策評価) 〔表13-3-イ〕  { 実績評価方 式：31件 } (目標管理型の政 策評価) 〔表13-3-ウ〕	1 目標の 達成度	・A (達成に向け て相当の進展があ った) ・B (達成に向け て進展があった) ・C (達成に向け て一部の進展こと どまった)	24 6 1	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	31
			2 事務運 営のプロ セス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切で あった ・おおむね有効で あった ・おおむね効率的 であった	27 27 27 4 4 4		
			3 結果の 分析	・的確に行われて いる ・おおむね的確に 行われている	4 27		
			4 政策の 改善策の 提言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	24 7		
			5 政策評 価の改善 策の提言	・有益な提言がな されている	2		
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、機構7件、定員5件)				
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策な し	—		
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策な し	—	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策な し	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 13-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長
2	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
3	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表13-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月9日に、「平成24年度政策評価書」として公表。

表 13-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること			
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に定めるため、税制の抜本的な改革に取り組む	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏ま	【1 目標の達成度】	引き続き推進

	えつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む	達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
<b>政策目標1 健全な財政の確保</b>			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 おおむね適切であった おおむね有効であった おおむね効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった	引き続き推進

		<p>【2 事務運営のプロセス】  おおむね適切であった  おおむね有効であった  おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】  提言がなされている</p>	
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	<p>【1 目標の達成度】  達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】  適切であった  有効であった  効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】  提言がなされている</p>	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	<p>【1 目標の達成度】  達成に向けて一部の進展にとどまった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】  おおむね適切であった  おおむね有効であった  おおむね効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】  有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	<p>【1 目標の達成度】  達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】  適切であった  有効であった  効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】  有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	<p>【1 目標の達成度】  達成に向けて進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】  適切であった  有効であった  効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】  提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標2 適正かつ公平な課税の実現</b>			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	<p>【1 目標の達成度】  達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】  適切であった  有効であった  効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】  おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】</p>	引き続き推進

		有益な提言がなされている	
<b>政策目標3 国の資産・負債の適正な管理</b>			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	【1 目標の達成度】 達成に向けて進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている 【5 政策評価の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
<b>政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持</b>			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】	引き続き推進

		<p>適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進
<b>政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	<p>【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった</p> <p>【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった</p> <p>【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている</p> <p>【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている</p>	引き続き推進

25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 提言がなされている	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 おおむね的確に行われている	引き続き推進



		【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進 と適切な運営の確保	【1 目標の達成度】 達成に向けて相当の進展があった 【2 事務運営のプロセス】 適切であった 有効であった 効率的であった 【3 結果の分析】 的確に行われている 【4 政策の改善策の提言】 有益な提言がなされている	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表13-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成26年6月公表予定）。

表13-3-ウ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

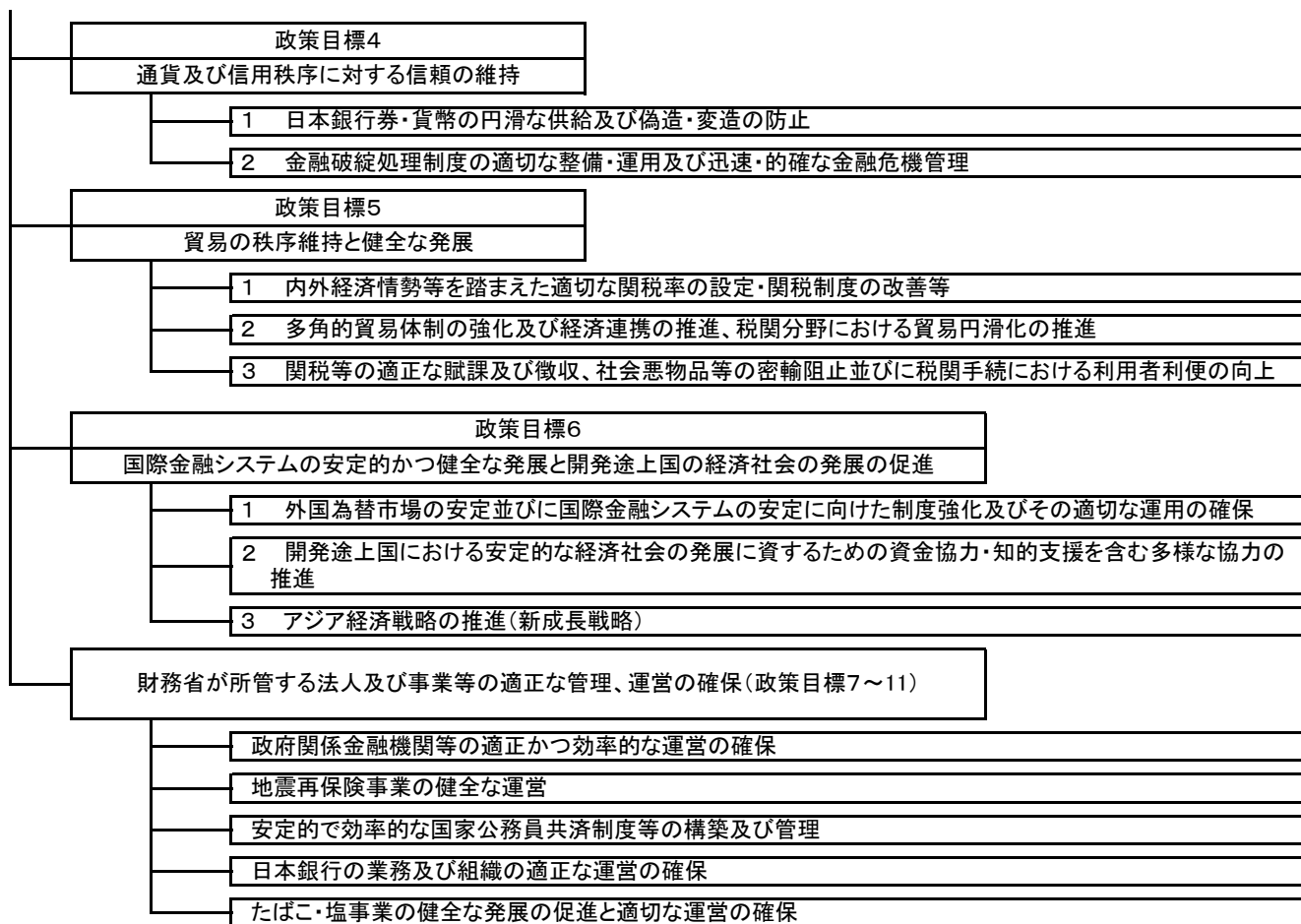
No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状態を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	

14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
<b>政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持</b>	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
<b>政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展</b>	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
<b>政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進</b>	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進
<b>財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）</b>	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

## 政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するととの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
2	必要な歳入の確保
3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
1	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
3	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実
4	庁舎及び宿舍の最適化の推進
5	国庫金の正確で効率的な管理



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ  
([http://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/policy/fy2013\\_budget/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2013_budget/index.htm)) 参照。

文部科学省



《文部科学省》

表 14-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成25年3月29日決定） 平成26年3月31日一部改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成25年度から29年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号から5号までに掲げる政策を対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価方式により実施する。 この場合、各事前評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 このうち、研究開発については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等を踏まえて、事業評価方式により実施するものとする。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として、税制改正要望に先立って、その要望ごとに、事業評価方式により実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、実施計画に定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 政策全般に関する評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、隔年ごとを基本としつつ、あらかじめ設定した目標年度も考慮して、基本計画に定める各年度において、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価方式により実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>○ 特定のテーマに関する評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価方式により実施する。総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した事務事業の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業評価方式により実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して、窓口について積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度文部科学省政策評価実施計画（平成25年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の	<p>○ 事後評価</p> <p>(1) 政策全般に関する評価（実績評価方式） 政策体系の実現に向けて平成24年度に取り組んだ施策のうち、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）</p>

	方式	<p>を行うもの以外。</p> <p>(2) 特定のテーマに関する評価（総合評価方式）  (1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。</p> <p>○ 事前評価</p> <p>(1) 研究開発に関する評価（事業評価方式）  平成26年度予算において新規あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令第3条第1号及び2号に掲げるもの。</p> <p>(2) 規制に関する評価（事業評価方式）  平成25年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、法施行令第3条第6号に掲げるもの。</p> <p>(3) 税制（租税特別措置等）、財政投融资に関する評価（事業評価方式）  平成26年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、法施行令第3条第7号及び第8号に掲げるもの。  また、平成26年度に新設等を予定している財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの。</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし



表 14-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事業評価方式： 9件 (研究開発) 新規事業：3事業 拡充事業：6事業 〔表14-3-ア〕	26年度の新規・拡充事業等として実施することが 適当	9	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映した  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)	9
		事業評価方式： 1件 (規制) 〔表14-3-イ〕	評価の結果、規制の新設又は改廃は 妥当	1	評価結果を踏まえ、政令を改正した	1
		事業評価方式： 9件 (租税特別措置等) 〔表14-3-ウ〕	税制改正を要望することが 適当	9	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	9
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 28施策目標 (目標管理型の政策評価) 〔表14-3-エ〕	目標の達成に向けて順調に進捗した	17	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	17
			目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	11	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	11
					政策の重点化等	5
					政策の一部の廃止、休止又は中止	6
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 概算要求に反映 28件 機構・定員要求に反映 16件 (うち、機構3件、定員16件)	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 14-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に向けて、以下の 9 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「文部科学省事前評価書（平成 26 年度新規・拡充事業等）」として公表。

表 14-3-ア 新規・拡充事業等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	エクサスケール・スーパーコンピュータ開発プロジェクト（新規）
2	創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業（拡充）
3	橋渡し研究加速ネットワークプログラム（拡充）
4	革新的バイオ医薬品創出基盤技術開発（新規）
5	脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト（拡充）
6	オーダーメイド医療の実現プログラム（拡充）
7	次世代がん研究戦略推進プロジェクト（拡充）
8	未来社会実現のための ICT 基盤技術の研究開発（拡充）
9	廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム（新規）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表14-4-(1)参照。  
2 本表の 9 事業は、研究開発事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 6 月 28 日に「障害のある児童生徒等の就学手続きに係る規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	障害のある児童生徒等の就学手続きの改正

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 14-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る 9 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 10 月 22 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ウ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
2	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
3	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
5	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
6	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置
7	(独) 日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置
8	研究開発行政法人への寄附に係る税制措置
9	地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表14-4-(3)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 25 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 25 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 の政策目標の下に掲げる 28 の施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「文部科学省事後評価書（平成 24 年度実績）」として公表。

表 14-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>			
1	地域の教育力の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
2	家庭の教育力の向上	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
3	ICTを活用した教育・学習の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>			
4	確かな学力の育成	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
5	豊かな心の育成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
6	健やかな体の育成及び学校安全の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
7	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
8	魅力ある優れた教員の養成・確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
9	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
10	幼児教育の振興	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
11	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>			
12	義務教育に必要な教職員の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>			
13	大学などにおける教育研究の質の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
<b>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>			
14	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標6 私学の振興</b>			
15	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>			
16	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
17	科学技術の国際活動の戦略的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>			
18	科学技術振興のための基盤の強化	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</b>			
19	情報通信分野の研究開発の重点的推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
20	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
21	新興・融合領域の研究開発の推進	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
22	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
<b>政策目標11 原子力事故による被害者の救済</b>			
23	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標12 スポーツの振興</b>			
24	子供の体力の向上	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
25	我が国の国際競技力の向上	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進
<b>政策目標13 文化による心豊かな社会の実現</b>			
26	芸術文化の振興	目標の達成に向けて順調に進捗した	引き続き推進

27	文化芸術振興のための基盤の充実	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し
<b>政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進</b>			
28	国際協力の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部見直しが必要	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表14-4-(4)参照。

## 政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

## 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 青少年の健全育成

施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり

施策目標2-9 幼児教育の振興

施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興

施策目標7-3 科学技術システム改革の先導

施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

## 政策目標8 原子力の安全の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

## 政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 科学技術振興のための基盤の強化

## 政策目標10 科学技術の戦略的重点化

- 施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組
- 施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-3 環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標10-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標10-7 海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標10-8 新興・融合領域の研究開発の推進
- 施策目標10-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 原子力事故による被害者の救済

- 施策目標11-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標11-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標12 スポーツの振興

- 施策目標12-1 子供の体力の向上
- 施策目標12-2 生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標12-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標13 文化による心豊かな社会の実現

- 施策目標13-1 芸術文化の振興
- 施策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実
- 施策目標13-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- 施策目標13-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標14 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

- 施策目標14-1 国際交流の推進
- 施策目標14-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afiedfile/2013/02/28/1287202\\_6.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2013/02/28/1287202_6.pdf)) 参照。





厚生労働省



《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年度から28年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力 当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力 当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長 租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策 ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>    a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>    b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの</li> <li>・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの</li> </ul> <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
<b>実施計画の名称</b>	<b>厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）（平成25年9月30日決定）</b>	
<b>実施計画の主な規定内容</b>	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：14の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した2の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：29件 (個別公共事業) 〔表15-3-ア〕	新規採択が妥当である	29	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	29	
	事業評価方式：30件 (研究開発) 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	30	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 30件 〕	30	
	事業評価方式：52件 (規制) 〔表15-3-ウ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	52	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	52	
	事業評価方式：18件 (租税特別措置等) 〔表15-3-エ〕	妥当である	18	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	18	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：14件 (目標管理型の政策評価) 〔表15-3-オ〕	予算概算要求額の増額	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構1件、定員2件) 〕	14
			予算概算要求額の現状維持	1		
			予算概算要求額の減額	5		
	事業評価方式：2件 (継続事業) 〔表15-3-カ〕	継続が妥当である	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 2件 〕	2	
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-キ〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】  〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔 概算要求に反映 1件) 〕	1	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：10件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-ク〕	継続が妥当である	9	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	9	
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の政策 (法第7条第)	総合評価方式：7件 〔表15-3-ク〕	取組を引き続き推進	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	7	

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
2項第3号)	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表15-3-ケ〕	継続が妥当である	1 評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った
	事業評価方式：24件 (個別公共事業(再評価)) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当である	24 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】
	事業評価方式：338件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-サ〕	行政課題の解決に貢献している	338 今後同種の政策の企画立案や時期研究課題の実施に際し、反映する予定である。

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

## 表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 新規採択を要求している公共事業の29の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成25年10月25日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（13地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（16地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表15-4-(1)参照。  
2 本表は平成25年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成26年度予算概算要求を行う30の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働省の平成26年度研究事業に関する計画（概算要求前の評価）」として公表。

表 15-3-イ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（29事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表15-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃に係る以下の52の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月24日、5月24日、6月25日、8月16日、12月26日、26年1月29日、2月6日、2月7日、3月10日及び3月11日に「規制影響分析書」として公表。

表 15-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	精神保健福祉法における医療保護入院者の退院を促進するための措置の充実について
2	障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
3	法定雇用率の算定基礎の見直し
4	新たな生活困窮者支援制度の創設に伴う所要の措置について（2件）
5	就労自立給付金の支給に伴う報告徴収の創設
6	被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設について
7	要保護者に対する報告徴収の法定化
8	生活保護法における指定医療機関の指定要件等の見直し等について
9	毒物及び劇物指定令の改正（毒物及び劇物の指定並びに指定除外について）（2件）
10	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「ペルツズマブ」及びその製剤について）
11	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
12	医薬品に関する広告制限の対象の追加（HER2陽性の手術不能又は再発乳癌治療薬「トラスツズマブ エムタンシン」及びその製剤について）

13	医薬品に関する広告制限の対象の追加 (EGFR遺伝子変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌治療薬「アファチニブ」、その塩類及びそれらの製剤並びに再発又は難治性のCD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫治療薬「ブレンツキシマブ ベドチン」及びその製剤について)
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正(麻薬の指定)
15	雇用管理の改善等に関する措置の内容の説明義務の創設
16	特例認定制度の創設
17	地域ケア会議における秘密保持義務について
18	医薬品の販売業等に関する規制の見直し及び指定薬物の所持等の禁止について(2件)
19	指定免除申請事務者の指定制度の創設に伴う所要の措置(2件)
20	難病の患者に対する医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定医療機関制度の創設
21	医薬品等に係る安全対策の強化
22	医療機器の特性を踏まえた規制の構築
23	再生医療等製品の特性を踏まえた規制の構築
24	医療機関の病床の機能の報告制度
25	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与
26	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更
27	非稼働病床の削減要請・勧告
28	医療事故の調査の仕組みの創設
29	臨床研究中核病院の承認制の導入
30	特定行為に係る看護師の研修制度の創設
31	臨床修練制度の見直し及び臨床教授等制度の創設について
32	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設
33	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の無期転換申込権発生までの期間の延長に関する措置
34	職場における化学物質管理のあり方を見直し
35	職場におけるメンタルヘルス対策の強化
36	重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる仕組みの創設
37	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止
38	電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定及び譲渡制限対象機械等への追加
39	医療機関による再生医療等提供計画の策定及び届出の義務付け
40	特定細胞加工物の製造の許可等について
41	再生医療等の実施に係る記録の作成保存義務
42	特定細胞加工物の製造の記録保存義務
43	特定労働者派遣事業の廃止
44	労働者派遣に係る期間制限の見直し(3件)
45	均衡待遇を確保するために考慮した事項の説明
46	派遣労働者に対するキャリアアップ措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(3)参照。

2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 租税特別措置等に係る18政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	交際費課税の見直し
3	公害防止用設備に係る特例措置の延長
4	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等
5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
6	社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し



7	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等
8	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
9	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充
10	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
11	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
12	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村許可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
15	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
16	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	中小企業投資促進税制

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(4)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成25年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成25年度)」に基づき、14の施策目標について評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「実績評価書」として公表。

表15-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること(施策目標Ⅰ-2-1)	予算概算要求額の減額	引き続き推進
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること(施策目標Ⅰ-5-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
3	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること(政策目標Ⅰ-6-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
4	適正かつ安定的な医療保険制度を構築すること(施策目標Ⅰ-9-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
5	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
6	最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること(施策目標Ⅲ-1-2)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
7	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること(施策目標Ⅲ-4-1)	予算概算要求額の増額	引き続き推進
8	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標Ⅳ-2-1)	予算概算要求額	引き続き推進

		の減額	
9	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること（施策目標V-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
10	母子保健衛生対策の充実を図ること（施策目標VI-5-1）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
11	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること（施策目標VII-2-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
12	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと（施策目標VII-5-1）	予算概算要求額の減額	引き続き推進
13	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること（施策目標IX-1-2）	予算概算要求額の増額	引き続き推進
14	国際機関の活動へ参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること（施策目標X-1-1）	予算概算要求額の現状維持	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(5)参照。

（2）事業評価方式を用いて、平成21年度に事業評価（事前評価）を実施した22年度予算概算要求に係る新規事業のうち、25年度における継続事業2事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度事業評価書（事後）」として公表。

表15-3-カ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	周産期医療体制の基盤整備・強化事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	労働契約法等活用支援事業	継続が妥当である	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(6)参照。

（3）事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月2日に「平成25年度成果重視事業評価書」として公表。

表15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表15-4-(7)参照。

（4）総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成25年度）」に基づき、7政策につ

いて評価を実施し、平成 25 年 6 月 25 日及び 10 月 2 日に「平成 25 年度総合評価書」として公表。

表 15-3-ク 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「医師確保対策」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
3	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
7	「施策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 15-4-(8)参照。

(5) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 15-4-(9)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して継続中（10 年経過以降は原則 5 年経過ごと）の公共事業の 34 実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 25 日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 15-3-コ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（19 地区）	継続が妥当である（18 地区） 休止又は中止が妥当である（1 地区）	引き続き推進 18 地区 中止 1 地区
2	水道水源開発等施設整備事業（13 地区）	継続が妥当である（13 地区）	引き続き推進 13 地区
3	水道水源開発施設整備事業（2 地区）	継続が妥当である（2 地区）	引き続き推進 2 地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(10)参照。  
 2 本表は平成25年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(7) 事業評価方式を用いて、平成24年度に終了した338研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月25日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）

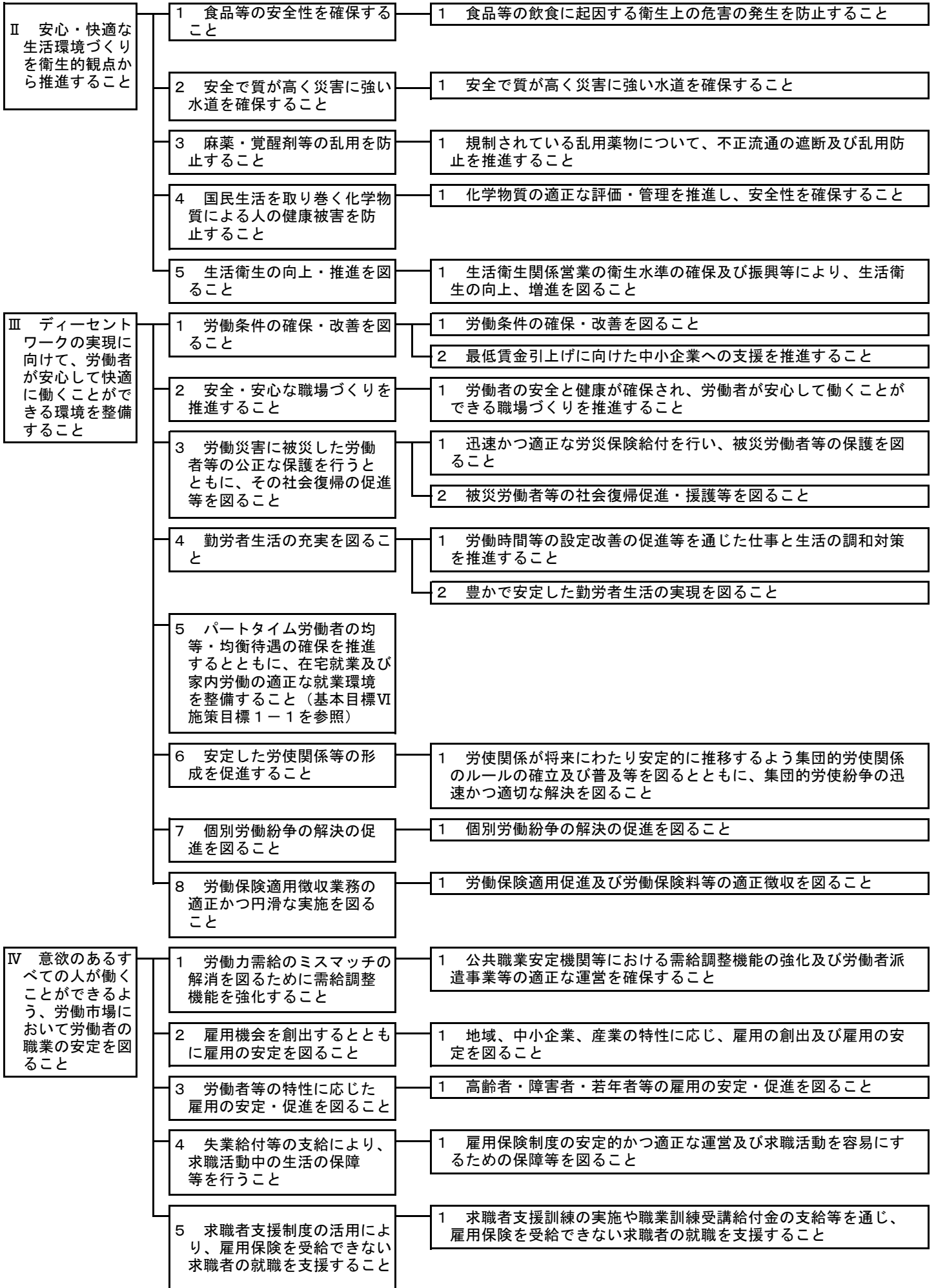
No.	評価対象政策		政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	I 行政政策研究分野	行政政策（22 課題）	行政課題の解決に 貢献している	—
2		厚生労働科学特別研究（19 課題）		
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（32 課題）		
4		臨床応用基盤（10 課題）		
5	III 疾病・障害対策研究分野	成育疾患克服等次世代育成基盤（8 課題）		
6		第3次対がん総合戦略（36 課題）		
7		生活習慣病・難治性疾患克服総合（68 課題）		
8		長寿・障害総合（46 課題）		
9		感染症対策総合（31 課題）		
10	IV 健康安全確保総合研究分野	地域医療基盤開発推進（12 課題）		
11		労働安全衛生総合（4 課題）		
12		食品医薬品等リスク分析（36 課題）		
13		健康安全・危機管理対策総合（13 課題）		
14	VI 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	再生医療関係研究分野（1 課題）		

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表15-4-(11)参照。

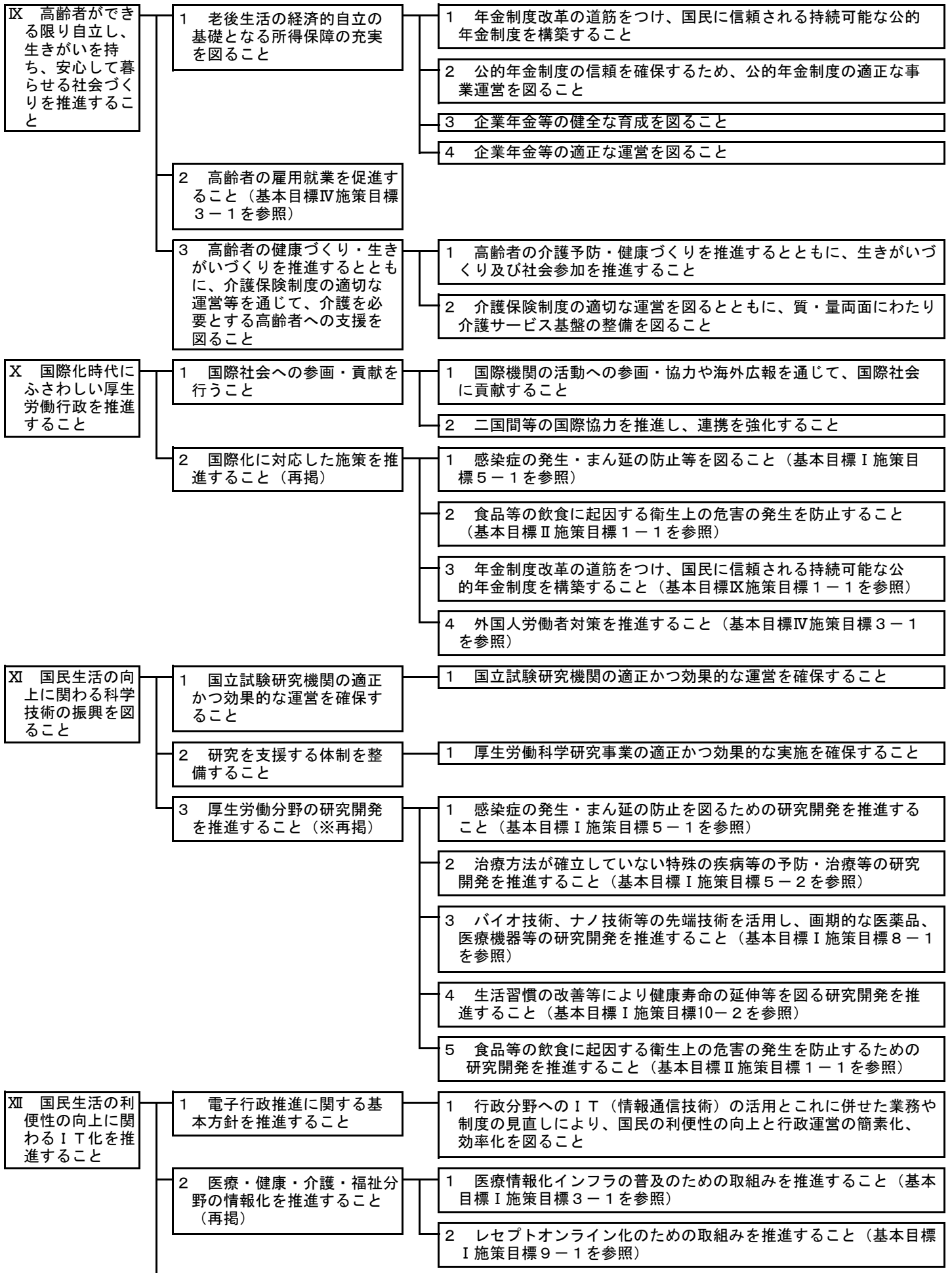
## 政策体系（厚生労働省）

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

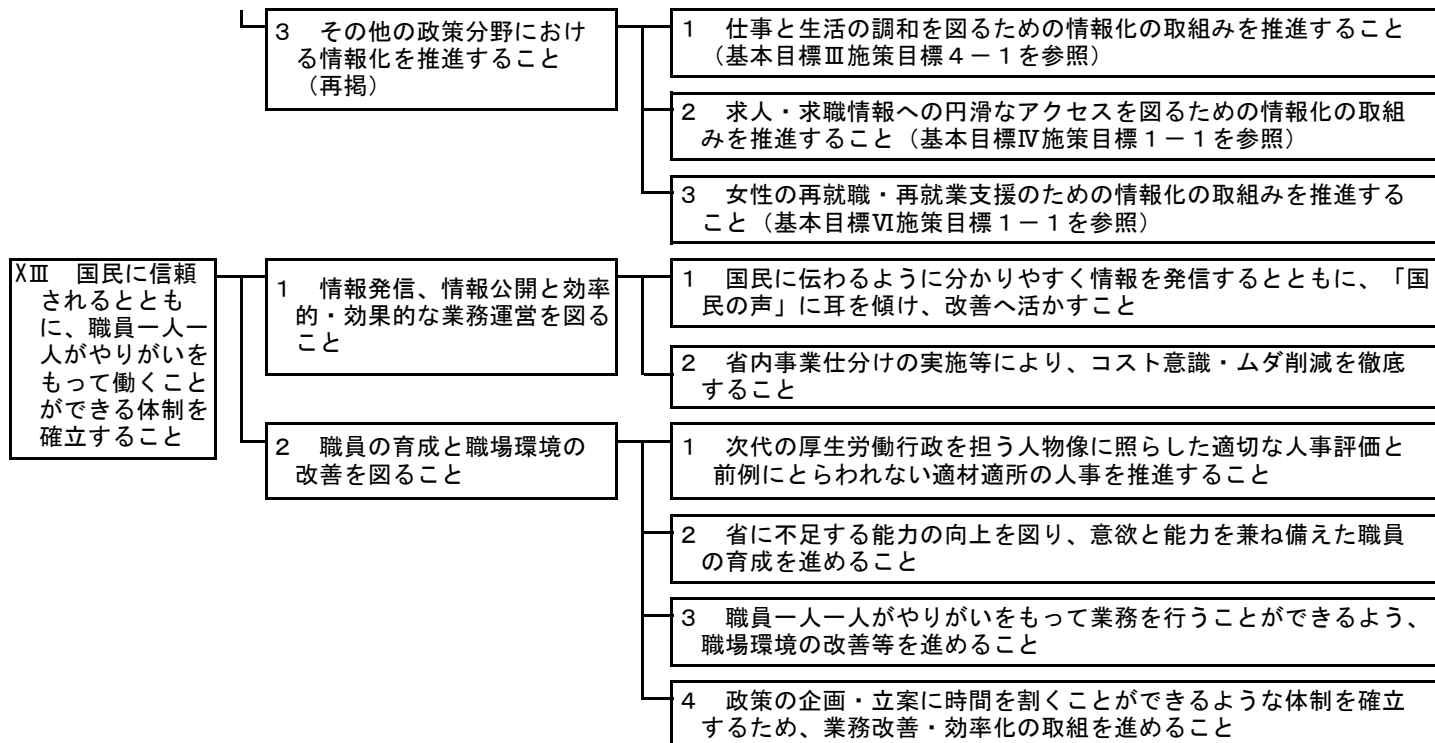
基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいがづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること











(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/h24/dl/01.pdf>)参照



農林水産省



《農林水産省》

表 16-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。</li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。</li> <li>・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。</li> <li>○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て。</li> <li>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</li> <li>○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。</li> <li>(2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> </ul> </li> <li>・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</li> </ul> </li> <li>○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。</li> <li>(2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。</li> <li>(3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。</li> </ul> </li> <li>・ 終了時の評価</li> </ul> </li> </ul>

		<p>以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。</p> <p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題</p> <p>(2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題</p> <p>(3) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 25 年 5 月 22 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 1 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：110 公共事業（73 地区及び 37 事業）</p> <p>○ 総合評価：2 政策分野</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：公共事業（6 地区）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 16-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数				
事前評価	事業評価方式：12公共事業（113事業実施地区） <25年度新規地区採択要求事業：24地区>〔表16-3-ア〕 <26年度事業着手要求事業：43地区>〔表16-3-イ、エ〕 <26年度新規地区採択要求事業：46地区>〔表16-3-ウ～オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	113	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	113			
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 22件）				
				事業評価方式：2研究開発課題 〔表16-3-カ〕	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	2
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 2件）	
				事業評価方式：2研究制度 〔表16-3-キ〕	新規実施は妥当	2	1 評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1
							2 評価を行ったが、26年度概算要求は行わず、25年度補正予算として前倒しで要求した	1
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 1件）								
事業評価方式：2件（規制） 〔表16-3-ク〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2				
事業評価方式：17件（租税特別措置等） 〔表16-3-ケ〕	税制改正要望を行うことは妥当	17	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	17				
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：16政策分野 （目標管理型の政策評価） 〔表16-3-コ〕	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成26年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】			
					政策の重点化等	16		
					政策の一部廃止、休止、中止	3		
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 16件）			
		実績評価方式：1成果重視事業 〔表16-3-サ〕	今後、成果の検証を実施等	1	既に事業が終了しているため、概算要求は行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	1		
		事業評価方式（期中）：11公共事業（67事業実施地区） 〔表16-3-シ～ソ〕	継続が妥当	44	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	44		
			計画変更の上、継続が妥当	22	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	22		
			休止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する 【廃止、休止、中止】	1		
<概算要求及び機構・定員要求への反映> （概算要求に反映 27件）								

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式（完了後）：29公共事業（157事業実施地区） 〔表16-3-タ～テ〕	効果発現が認められる	156	改善措置の必要性を判断した	156
		十分な効果発現に至っていない	1	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	1
	事業評価方式：4研究開発課題 〔表16-3-ト〕	予想以上の成果をあげた	1	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	4
		概ね目的を達成した	3		
	総合評価方式：2政策分野・ 〔表16-3-ナ〕	概ね効率的・有効に実施された	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1
				【引き続き推進】	1
				評価結果を踏まえ、取組を着実に進めて行く予定である	
				【引き続き推進】	
				〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 1件)	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 4公共事業（12事業実施地区） 〔表16-3-ス、ソ〕	継続が妥当	11	評価結果を踏まえ、引き続き実施する	11
		中止する	1	評価結果を踏まえ、休止、中止する	1
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策」欄に、それぞれ掲載している。



表 16-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (24 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 10 月 22 日及び 26 年 2 月 6 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ア 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業等)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (20 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (3 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(1) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求している以下の 4 事業 (22 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として評価を実施した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (15 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業 (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 3 事業 (37 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-ウ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (18 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (4 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (15 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に事業着手を要求及び新規採択を予定している以下の 3 事業 (23 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 16-3-エ 事業着手を要求及び新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業 (直轄) (1 地区)
2	森林環境保全整備事業 (直轄) (20 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に新規地区採択を予定している以下の 2 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 16-3-オ 新規地区採択を予定している事業を対象として評価を実施した政策 (水産関係公共事業)

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	水産資源環境整備事業 (補助) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 2 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	需要フロンティア拡大のための研究開発
2	技術でつなぐバリューチェーン構築プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(6) 参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上の 2 研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「研究開発の事業評価書 (事前評価)」として公表。

表 16-3-キ 新規実施等を予定している研究制度を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

<b>2</b>	<b>国際競争力確保のための先端技術展開事業</b>
----------	----------------------------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(7)参照。

(8) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年10月10日及び10月24日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-ク 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例
2	農地中間管理事業の推進に関する法律案(仮称)における農用地利用配分計画の定めによる場合の農地法の手続の特例(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案による農地法の一部改正)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(8)参照。

(9) 租税特別措置等に係る以下の17政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表16-3-ケ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却(特定農産加工業経営改善臨時措置法) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置
2	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
3	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)
4	中小企業投資促進税制の拡充(農業者関係)
5	中小企業投資促進税制の拡充(森林組合等関係)
6	中小企業投資促進税制の拡充(漁業協同組合等関係)
7	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
8	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(市街化区域等の内外の土地等)
9	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置(農用地区域等内にある土地等)
10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(漁船)
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃
14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(9)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度実施政策の評価書」として公表。

表 16-3-コ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(10) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 16-3-サ 実績評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	今後、成果の検証を実施等	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(11) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年が経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 16-3-シ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）
2	国営総合農地防災事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(12) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年が経過した以下の 2 事業（17 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-ス 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（11 地区）	継続が妥当（11 地区）	引き続き推進（11 地区）
2	農村地域防災減災事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 16-4-(13) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 4 事業（46 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 16-3-セ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（4 地区）	継続が妥当（1 地区） 計画変更の上、継続が妥当（2 地区） 休止が妥当（1 地区）	引き続き推進（1 地区） 改善・見直し（2 地区） 休止（1 地区）

		地区)	
2	民有林直轄治山事業（直轄）（11 地区）	継続が妥当（8 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（8 地区） 改善・見直し（3 地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（6 地区）	継続が妥当（5 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（5 地区） 改善・見直し（1 地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（25 地区）	継続が妥当（13 地区） 計画変更の上、 継続が妥当（12 地区）	引き続き推進（13 地区） 改善・見直し（12 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表16-4-(14)参照

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業及び漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた3事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日及び26年3月31日に「平成25年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表16-3-ソ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1地区）	計画変更の上、 継続が妥当（1地区）	改善・見直し（1地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（6地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、 継続が妥当（3地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（3地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（4地区）	継続が妥当（3地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（3地区） 中止（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表16-4-(15)参照

（7）事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の4事業（15地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表16-3-タ 国営土地改良事業等を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（直轄）（6地区）
2	国営農用地再編整備事業（国営総合農地開発事業）（直轄）（1地区）
3	国営総合農地防災事業（直轄）（7地区）
4	独立行政法人水資源機構事業（水資源機構かんがい排水事業）（独立行政法人事業）（1地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(16)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の14事業(60地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表16-3-チ 農業農村整備事業等補助事業を対象として評価を実施した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(2地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(11地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(6地区)
4	農道整備事業(補助)(8地区)
5	農業集落排水事業(補助)(7地区)
6	農村振興総合整備事業(補助)(1地区)
7	田園整備事業(補助)(1地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(8地区)
9	農地防災事業(補助)(7地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸保全施設整備事業(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(3地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(2地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(17)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の6事業(55地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年8月30日及び26年3月31日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表16-3-ツ 林野公共事業を対象として評価を実施した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(8地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(1地区)
3	森林環境保全整備事業(直轄)(1地区)
4	民有林補助治山事業(補助)(5地区)
5	森林環境保全整備事業(補助)(14地区)
6	森林居住環境整備事業(補助)(26地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表16-4-(18)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の5事業(27地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 16-3-テ 水産関係公共事業を対象として評価を実施した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（11 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（4 地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（8 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表 16-4-(19) 参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 31 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 16-3-ト 研究課題を対象として評価を実施した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
2	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
3	農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発
4	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表 16-4-(20) 参照。

- (12) 総合評価方式を用いて、「平成 25 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、2 政策分野について評価を実施し、その結果を平成 25 年 6 月 13 日及び 26 年 3 月 28 日に「総合評価書（農林水産分野の地球環境対策）」及び「総合評価書（総合的な食料安全保障の確立）」として公表。

表 16-3-ナ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の地球環境対策	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進
2	総合的な食料安全保障の確立	概ね効率的・有効に実施された	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表 16-4-(21) 参照。



## 政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ([http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/25seisaku\\_yosan.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/25seisaku_yosan.pdf)) 参照



經濟産業省



＜経済産業省＞

表 17-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更 平成23年6月27日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、法第9条及び法施行令第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。
	3 事後評価の対象等	○ 政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。 ○ 「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき事後評価を実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度経済産業省事後評価実施計画（平成25年6月26日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：全政策（「経済成長」「対外経済政策」「資源エネルギー・環境政策」「取引・経営の安心」「生命・身体の安全」）を対象 ○ 事後評価の方法：評価対象となる政策を主管する局長等は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の 内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：53件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ア〕	実施することが 妥当	53 評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った	
	事業評価方式：21件 (規制) 〔表 17-3-イ〕	規制の新設・ 改廃は妥当	21 評価結果を踏まえ、規制の新設又 は改廃を行うこととした	
	事業評価方式：3件 (公共事業) 〔表 17-3-ウ〕	実施すること が妥当	3 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 3件)	
	事業評価方式：69件 (研究開発事業) 〔表 17-3-エ〕	実施すること が妥当	69 評価結果を踏まえ、評価対象施策 を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 69件)	
事後評価	主要な行政 目的に係る 政策等として基本計画 に掲げる政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：5件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 17-3-オ〕	事業の一部改 善・見直しを 行った上で、 引き続き実施 することが妥 当	5 評価結果を踏まえ、評価対象施策 の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
				政策の重点化等
	事業評価方式：9件 (公共事業) 〔表 17-3-カ〕	事業の継続が 妥当	9 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—

表 17-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の 53 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	<b>1 経済成長</b>
1	経済活性化のための税制措置の検討（国内への設備投資を後押しするための税制措置、中小企業の交際費課税の特例の拡充、企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置）
2	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
3	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設
4	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設
5	車体課税の抜本的見直し
6	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
7	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
8	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
9	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
10	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設
11	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設
12	アジア拠点化のための税制措置の延長
13	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）
14	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設
15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
16	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
17	研究開発法人への寄附に係る税制措置
18	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
19	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
20	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
21	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
22	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
23	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
24	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
25	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
26	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
27	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
28	所得拡大促進税制の見直し
29	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し
	<b>2 対外経済政策</b>
—	アジア拠点化のための税制措置の延長（再掲）
	<b>3 資源エネルギー・環境政策</b>
30	海外投資等損失準備金の延長
31	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
—	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（再掲）

—	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（再掲）
—	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（再掲）
32	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
33	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
34	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
35	原子力発電施設解体準備金の見直し
36	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充
37	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
38	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
39	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
40	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長
41	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
	<b>4 取引・経営の安心</b>
42	企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置
43	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
44	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備
45	中心市街地活性化のための税制措置の創設（国税）
46	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長
47	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設
48	中小企業投資促進税制の拡充
49	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
50	中心市街地活性化のための税制措置の創設（地方税）
51	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）
	<b>5 生命・身体の安全</b>
52	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
	<b>（法律改正に伴う所要の措置）</b>
53	鉱区税のみなし期間に関する措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表17-4-(1)参照。

（2）規制の新設又は改廃に係る以下の9政策（21件）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月11日、7月30日、7月31日、10月21日、12月24日、26年1月15日、2月27日、3月10日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表17-3-イ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	電気事業法の一部を改正する法律（3件）、電気事業法等の一部を改正する法律案（10件）
2	国際的な枠組みにおける合意に基づく輸出規制対象範囲の改正等
3	計量単位令の一部改正
4	エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制
5	熱損失防止性能の向上を義務付ける対象建築材料の指定を行う規制
6	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定を行う規制
7	弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直し
8	弁理士が取り扱う事件に関する業務制限の見直し
9	航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)）の表17-4-(2)参照。



- (3) 平成 26 年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業 3 事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 17-3-ウ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（3 事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 17-4-(3) 参照。

- (4) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、以下の研究開発事業について事前評価を実施し、その結果を 25 年 4 月 25 日及び 8 月 30 日に「平成 25 年度事前評価書（個別事業評価書）」として公表。

表 17-3-エ 研究開発事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	先進空力設計等研究開発
2	国際研究開発・実証プロジェクト
3	超高分解能合成開口レーダの小型化技術の研究開発
4	メタンハイドレート開発促進事業
5	ハイパースペクトルセンサ等の研究開発
6	重質油等高度対応処理技術開発事業
7	二酸化炭素削減技術実証試験事業
8	先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金
9	環境調和型製鉄プロセス技術開発
10	革新型太陽電池研究開発事業
11	洋上風力発電等技術研究開発
12	新エネルギーベンチャー技術革新事業
13	太陽光発電システム次世代高性能技術の開発
14	革新型蓄電池先端科学基礎研究事業
15	戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業
16	固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発事業
17	戦略的省エネルギー技術革新プログラム
18	次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金
19	次世代エネルギー技術実証事業費補助金
20	海洋エネルギー技術研究開発事業
21	国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業
22	リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業
23	クリーンコール技術開発
24	石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金
25	高効率ガスタービン技術実証事業費補助金
26	次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発
27	革新的製造プロセス技術開発（ミニマルファブ）
28	地層処分技術調査等委託費
29	発電用原子炉等安全対策高度化技術基盤整備委託費
30	発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金
31	革新的触媒による化学品製造プロセス技術開発プロジェクト（ME T I 直執行分）
32	三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム
33	研究開発型ベンチャー支援事業
34	インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト

35	次世代高度運転支援システム研究開発・実証プロジェクト
36	次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
37	再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業
38	未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業
39	再生可能エネルギー貯蔵・輸送等技術開発
40	革新的新構造材料等技術開発
41	未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究の開発
42	革新的低消費電力型インタラクティブディスプレイプロジェクト
43	次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクト
44	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金
45	地熱発電技術研究開発事業(NEDO分)
46	地熱発電技術研究開発事業(JOGMEC分)
47	風力発電高度実用化研究開発事業
48	太陽光発電多用途実証事業
49	バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業
50	水素利用技術研究開発事業
51	超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発(NEDO交付金)
52	新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発事業
53	再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業
54	革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト
55	次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクト
56	次世代スマートデバイス開発プロジェクト
57	高速炉等技術開発委託費
58	発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金
59	発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費
60	エネルギー・環境新技術先導プログラム
61	ナノ炭素材料実用化プロジェクト
62	高温超電導技術を用いた高効率送電システムの実証事業
63	日米等エネルギー技術開発協力事業
64	固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業
65	セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業
66	太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発事業
67	再生可能エネルギー熱利用技術開発事業
68	ロボット介護機器開発・導入促進事業
69	社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表17-4-(4)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成25年度経済産業省事後評価書」として公表。

表17-3-オ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	経済成長	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
2	対外経済政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、	改善・見直し

		引き続き実施することが妥当	
3	資源エネルギー・環境政策	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
4	取引・経営の安心	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し
5	生命・身体の安全	事業の一部改善・見直しを行った上で、引き続き実施することが妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表17-4-(5)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業について事後評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

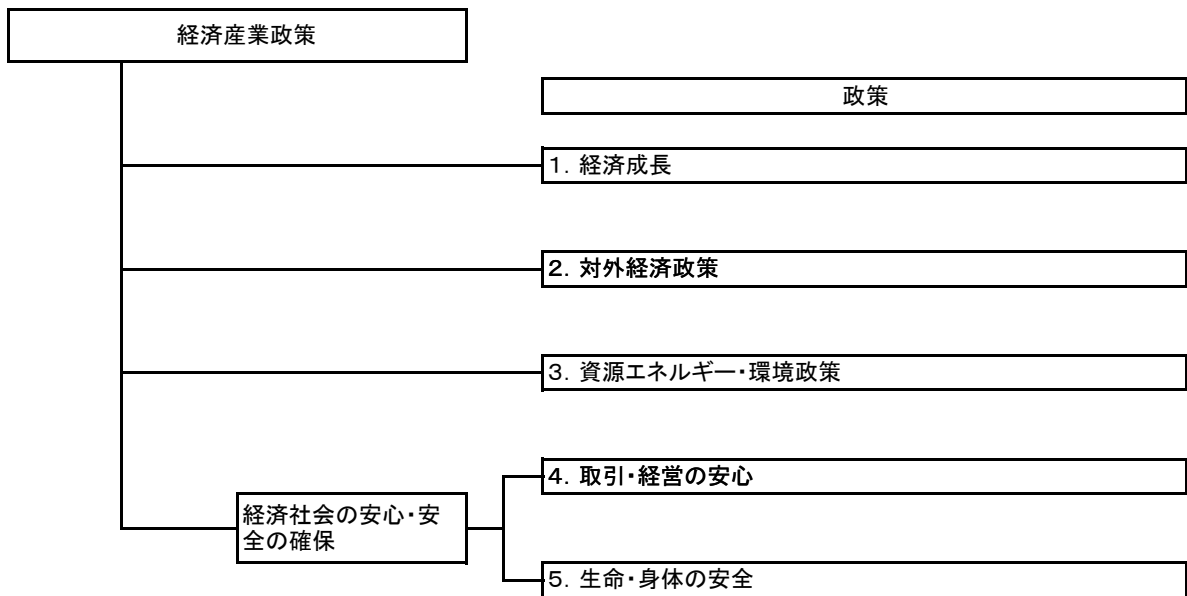
表 17-3-カ 工業用水道事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（9事業）	事業の継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表17-4-(6)参照。

## 政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ([http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/seisaku_01.pdf))参照。

国土交通省



《国土交通省》

表 18-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定）                  平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更                  平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更                  平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日変更                  平成23年9月30日変更 平成24年9月7日最終変更</p>		
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式）                  以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価及び租税特別措置等に係る事前評価の対象は除く。                  ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）                  イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。                  ア 直轄事業                  イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。）                  ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）                  研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式）                  法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式）                  法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>	
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式）                  国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を設定する。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策目標の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式）                  以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。                  ア 国土交通省の政策課題として重要なもの                  イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの                  ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの                  エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式）                  国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 直轄事業</li> <li>イ 独立行政法人等施行事業</li> <li>ウ 補助事業等</li> <li>○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。</li> <li>ア 直轄事業</li> <li>イ 独立行政法人等施行事業</li> <li>ウ 補助事業等</li> <li>○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</li> <li>○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</li> <li>○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</li> <li>○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標等及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。</li> </ul>	
4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。	
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。</li> <li>○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。</li> </ul>	
実施計画の名称	平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 24 年 9 月 7 日策定） 平成 25 年 3 月 29 日変更 平成 25 年 8 月 27 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る44施策目標</li> <li>○ 政策レビュー：7テーマ</li> <li>○ 個別公共事業の再評価：393事業</li> <li>○ 個別公共事業の完了後の事後評価：62事業</li> <li>○ 個別研究開発課題の終了時の事後評価：47課題</li> <li>○ 租税特別措置等の事後評価：8租税特別措置等</li> </ul>
	2 5年未着工・10年継続中（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 該当なし



表 18-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：47件 〈26年度予算概算要求時：36件〉 〔表18-3-ア〕 〈26年度予算概算要求時実施分修正等：11件〉 〔表18-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	47 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた （概算要求及び機構・定員要求への反映） 〔概算要求に反映 36件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、機構1件、定員3件）〕	
	規制の事前評価（事業評価方式）：39件 〔表18-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	39 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：106件 〈26年度予算概算要求時：10件〉 〔表18-3-エ〕 〈26年度予算に向けた事業（直轄事業等）：18件〉 〔表18-3-オ〕 〈25年度補正予算に係る評価：4件〉 〔表18-3-カ〕 〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）：74件〉 〔表18-3-キ〕	事業の採択は妥当	106 平成26年度予算等に反映した （概算要求及び機構・定員要求への反映） （概算要求に反映 10件）	
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：68件 〈26年度予算概算要求時：30件〉 〔表18-3-ク〕 〈25年度末公表：38件〉 〔表18-3-ケ〕	課題の採択は妥当	68 平成26年度予算等に反映した （概算要求及び機構・定員要求への反映） （概算要求に反映 30件）	
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：40件 〔表18-3-コ〕	租税特別措置等によるのが妥当	40 評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：44施策目標 （目標管理型の政策評価） 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表18-3-サ〕	順調である	25 1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】
おおむね順調である			13 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	
努力が必要である			6 （概算要求及び機構・定員要求への反映） 〔概算要求に反映 44件 機構・定員要求に反映 3件 （うち、定員3件）〕	
政策レビュー（総合評価方式）：3テーマ 〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）3件〕 〔表18-3-シ〕 〔政策レビュー（総合評価方式）：4テーマ〕 〔表18-3-ス〕		目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	3	1 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
				政策の重点化等

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
<p>個別公共事業の再評価（事業評価方式）：414件〔6件〕</p> <p>〈25年度予算に係る評価（ダム事業）：10件）〔表18-3-セ〕</p> <p>〈25年度予算に係る評価（官庁営繕事業）：1件）〔表18-3-ソ〕</p> <p>〈26年度予算概算要求時実施：10件）〔表18-3-タ〕</p> <p>〈26年度予算に向けた事業（直轄事業等）：360件）〔表18-3-チ〕</p> <p>〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）：33件〔6件〕）〔表18-3-ツ〕</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）414件〔6件〕</p> <p>〔未着手（法第7条第2項第2号イ）0件〕</p> <p>〔未了（法第7条第2項第2号ロ）0件〕</p>	<p>事業の継続が妥当</p> <p>401</p>	<p>事業を継続</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>401</p>				
	<p>事業の見直し継続が妥当</p> <p>3</p>	<p>事業を見直した上で継続</p> <p>【改善・見直し】</p> <p>3</p>				
	<p>事業の中止が妥当</p> <p>10</p>	<p>事業を中止</p> <p>【廃止、休止、中止】</p> <p>10</p>	<p>政策の重点化等</p> <p>1</p>			
			<p>（概算要求及び機構・定員要求への反映）</p> <p>（概算要求に反映 10件）</p>			
	<p>個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：70件</p> <p>〔表18-3-テ〕</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p>	<p>再事後評価、改善措置の必要なし</p> <p>70</p>	<p>再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した</p> <p>70</p>			
	<p>個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：48件</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p> <p>〔表18-3-ト〕</p>	<p>研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした</p> <p>48</p>	<p>今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する</p> <p>48</p>			
<p>租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：23件</p> <p>〔主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）〕</p> <p>〔表18-3-ナ〕</p>	<p>継続が妥当</p> <p>23</p>	<p>評価結果を踏まえ、当該措置を継続することとした</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>23</p>				

（注） { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 18-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求等に係るものを中心とする 36 の施策を対象として政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 25 年 8 月 27 日に「平成 26 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 18-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（26 年度予算概算要求時）

No.	評価対象政策
<b>政策目標 1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</b>	
1	長期優良化リフォーム推進事業の創設
<b>政策目標 2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</b>	
2	民間活力イノベーション推進下水道事業の創設
<b>政策目標 4. 水害等災害による被害の軽減</b>	
3	緊急地震速報・津波観測情報の高度化
4	地下街防災推進事業の創設
5	みどりの防災・減災対策推進事業の創設
6	下水道老朽管の緊急改築推進事業
7	災害対策等緊急事業推進費の制度拡充
8	緑の防災・減災の推進
<b>政策目標 5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
9	地下鉄の戦略的な維持管理・更新の推進
10	本州四国連絡橋（本四備讃線）の耐震補強事業
11	鉄道施設の戦略的な維持管理・更新の推進
12	コンビナート港湾の強靱化の推進
<b>政策目標 6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
13	港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）
14	戦略的訪日拡大プランの推進
15	観光地ビジネス創出の総合支援
16	地方航空路線活性化プログラムの創設
<b>政策目標 7. 都市再生・地域再生の推進</b>	
17	国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の創設
18	都市機能立地支援事業の創設
<b>政策目標 8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</b>	
19	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進
<b>政策目標 9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
20	社会資本情報のプラットフォーム構築
21	電気通信施設の長寿命化対策の検討
22	老朽化対策に資する新たな点検・診断技術の開発・導入等
23	モニタリング技術の開発・活用検討
24	メンテナンス技術の確立・育成
25	インフラ長寿命化の推進
26	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
27	ヘルスケアリート等の活用に向けた環境整備
28	多様な入札契約方式等の導入・活用の推進
29	海洋産業の戦略的育成のための総合対策
30	新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立
31	海洋エネルギーの活用促進のための安全・環境対策
<b>政策目標 10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
32	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進）
33	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）

34	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業の創設
35	イノベーションをもたらす地理空間（G空間）情報の活用の推進
36	奄美群島の振興開発に係る交付金制度の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(1)参照。

- (2) 「平成26年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成25年8月27日公表）に、必要な修正及び追加を行い、26年3月31日に「平成25年度政策アセスメント結果評価書」として公表。

表18-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈26年度予算概算要求時実施分の追加修正等〉

No.	評価対象政策
<b>政策目標4. 水害等災害による被害の軽減</b>	
1	みどりの防災・減災対策推進事業の創設
2	緑の防災・減災の推進
<b>政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</b>	
3	コンビナート港湾の強靱化の推進
<b>政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</b>	
4	港を核とした国際コンテナ物流網の強化（国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速）
5	地方航空路線活性化プログラムの創設
<b>政策目標8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</b>	
6	旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進
<b>政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</b>	
7	社会資本情報のプラットフォーム構築
8	モニタリング技術の開発・活用検討
9	次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
<b>政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</b>	
10	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （エンジン都市圏を核とした周辺都市圏との広域連携の推進）
11	新たな地域課題に対応した広域連携の推進 （地域資源の相互補完を通じた交流拡大による広域連携の推進）

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」（平成25年5月）II 3(3)に基づくものである。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃（39件）に係る政策を対象として評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成25年4月3日、4月4日、6月18日、8月20日、10月23日、11月7日、26年1月31日、2月10日、2月27日及び3月6日に「規制の事前評価書」として公表。

表18-3-ウ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を完成する政令案（2件）
2	水防法及び河川法の一部を改正する法律案（4件）
3	海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
4	河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令案（2件）
5	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案
6	港湾法施行令の一部を改正する政令案
7	河川法施行令の一部を改正する政令案
8	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
9	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
10	道路法等の一部を改正する法律案（4件）
11	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（2件）

12	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案
13	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
14	建設業法等の一部を改正する法律案（4件）
15	海岸法の一部を改正する法律案（4件）
16	建築基準法の一部を改正する法律案（9件）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(3)参照。  
2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 平成26年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、9事業について「平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として25年8月27日に、1事業について「平成26年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として同年12月24日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算概算要求時〉

No.	事業区分	件数
1	港湾整備事業 直轄事業	1
2	官庁営繕事業	3
3	船舶建造事業	2
4	海上保安官署施設整備事業	4
	計	10

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(4)参照。

(5) 平成26年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された5事業を含め、1事業について「個別公共事業の評価書－平成25年度－」として26年2月3日に、17事業について「個別公共事業の評価書（その2）－平成25年度－」として同年3月20日にそれぞれその結果を公表。

表18-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算に向けた事業（直轄事業）〉

No.	事業区分	件数	公表済み
1	河川事業 直轄事業	1	—
2	海岸事業 直轄事業	2	—
3	道路・街路事業 直轄事業	9	—
4	港湾整備事業 直轄事業	5	1
5	官庁営繕事業	1	3
6	船舶建造事業	—	1
	計	18	5

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(5)参照。

(6) 平成25年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、評価結果を公表済みの5事業について「個別公共事業の評価書－平成25年度－」として26年2月3日に、4事業について「平成25年度補正予算に係る個別公共事業の評価書」として2月6日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈25年度補正予算に係る評価〉

No.	事業区分	件数	公表済分
1	都市・幹線鉄道整備事業	4	—
2	船舶建造事業	—	1
3	海上保安官署施設整備事業	—	4
	計	4	5

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(6) 参照。

- (7) 平成 26 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、74 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 26 年 3 月 28 日に「個別公共事業の評価書（その 3）—平成 25 年度—」として公表。

表 18-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈26年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	河川事業 補助事業	2
2	ダム事業 補助事業	2
3	道路・街路事業 補助事業	8
4	住宅市街地総合整備事業 補助事業等	20
5	都市・幹線鉄道整備事業	37
6	都市公園事業 補助事業等	2
7	小笠原諸島振興開発事業	3
	計	74

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(7) 参照。

- (8) 新規課題として開始しようとする 30 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 27 日に「平成 26 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 18-3-ク 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策〈26年度予算概算要求時〉

No.	評価対象政策
1	マルチオペレーション型スマート電車標準電車システムの開発
2	マルチドア対応ホームドアの安全性向上とトータルコスト低減に向けた技術開発
3	新たに開発中の昇降式ホーム柵に係る支障物検知機能の向上と乗務員運用支援装置の開発
4	地震時における構造物の共振現象の解明と走行安全性への影響の研究
5	鉄道施設の地震応答を考慮した長周期・長時間地震動の早期警報の開発
6	簡易な軌道支持剛性評価手法の開発
7	X線を用いた経年レールの健全度診断手法の開発
8	高架構造物の常時モニタリング技術の実用化の研究
9	地域鉄道の運用拡大 フレキシブル運行システムの開発
10	津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究
11	リスクマネジメントの観点を組み込んだ維持管理の持続性向上手法に関する研究
12	巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究
13	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発
14	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究
15	木造軸組工法の標準化による住宅生産及び改修の合理化に関する研究
16	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究
17	戦略的な港湾施設の点検計画策定手法に関する研究
18	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究

19	広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発
20	空中三角測量の全自動化によるオルソ画像作成の効率化に関する研究
21	干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究
22	GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発
23	状態可視化点検および構造応答発電センシングによる診断技術の高度化
24	鋼床版のデッキプレートとUリブとの溶接部に発生する疲労クラックの高精度検査システムの開発
25	変状を伴う老朽化トンネルの地質評価・診断技術の開発
26	コンテナクレーンの耐震化技術及び維持管理技術の向上による国際競争力強化の研究開発
27	機上の乱気流事故防止システムに対する信頼性評価の研究開発
28	離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発
29	海洋鉱物資源開発における交通運輸分野の技術開発に関する研究
30	沿道騒音対策策定のためのインテリジェント化されたアコースティックイメージングシステムの実用化研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(8)参照。

また、平成26年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた38の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、26年3月28日に「個別研究開発課題評価書－平成25年度－」として公表。

表18-3-ケ 個別研究開発課題を対象として評価を実施した政策（25年度末実施）

No.	評価対象政策
1	マルチオペレーション型スマート電車標準電車システムの開発
2	マルチドア対応ホームドアの安全性向上とトータルコスト低減に向けた技術開発
3	地震時における構造物の共振現象の解明と走行安全性への影響の研究
4	鉄道施設の地震応答を考慮した長周期・長時間地震動の早期警報の開発
5	簡易な軌道支持剛性評価手法の開発
6	X線を用いた経年レールの健全度診断手法の開発
7	高架構造物の常時モニタリング技術の実用化の研究
8	地域鉄道の運用拡大 フレキシブル運行システムの開発
9	新たに開発中の昇降式ホーム柵に係る支障物検知機能の向上と乗務員運用支援装置の開発
10	津波防災地域づくりにおける自然・地域インフラの活用に関する研究
11	リスクマネジメントの観点を組み込んだ維持管理の持続性向上手法に関する研究
12	巨大地震に対する中低層建築物の地震被害軽減技術に関する研究
13	都市の計画的な縮退・再編のための維持管理技術及び立地評定技術の開発
14	住生活満足度の評価構造に基づく住宅施策の効果的実施手法に関する研究
15	地震時の市街地火災等に対する都市の脆弱部分及び防災対策効果の評価に関する研究
16	非構造部材の安全性評価手法の研究
17	空港舗装の点検・補修技術の高度化に関する研究
18	広域地殻変動データに基づくプレート境界の固着とすべりのモニタリングシステムの開発
19	空中三角測量の全自動化によるオルソ画像作成の効率化に関する研究
20	干渉SAR時系列解析による国土の地盤変動の時間的推移の面的検出に関する研究
21	GNSSによる地殻変動推定における時間分解能向上のための技術開発
22	状態可視化点検および構造応答発電センシングによる診断技術の高度化
23	鋼床版のデッキプレートとUリブとの溶接部に発生する疲労クラックの高精度検査システムの開発
24	変状を伴う老朽化トンネルの地質評価・診断技術の開発
25	コンテナクレーンの耐震化技術及び維持管理技術の向上による国際競争力強化の研究開発
26	機上の乱気流事故防止システムに対する信頼性評価の研究開発
27	離島の交通支援のためのシームレス小型船システムの開発
28	海洋鉱物資源開発における交通運輸分野の技術開発に関する研究
29	沿道騒音対策策定のためのインテリジェント化されたアコースティックイメージングシステムの実用化研究
30	液状化対策ドレーン/地中熱利用熱交換井のハイブリッドシステム

31	コンクリートスラッジの中和剤としての酸性廃水への用途開発
32	「メゾネットハウス」の技術開発
33	解体と恒久的再使用が容易で一般住宅にも応用可能な木造応急仮設住宅の工法技術開発
34	入戸火砕流堆積物（シラス）を利用した建築分野における次世代型コンクリートの技術開発
35	木造家屋解体廃棄物（粘土瓦・ガラス陶磁器くず・床扱い残渣）の再資源化に関する技術開発
36	拡底率 7.29 倍、最大傾斜角 21.1° の拡底部を有する場所打ちコンクリート杭の技術開発
37	住宅等におけるアレルギー対策を目的とした集中換気システムの開発
38	耐力の低減を受けない高性能増設耐震壁補強工法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(9) 参照。

(9) 租税特別措置等に係る 40 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 18-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
3	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
4	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設
5	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
6	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
7	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
8	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長
9	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設
12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設
13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設
14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設
19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）
22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え特例等の延長
23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設
24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設
25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
27	J R 北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充
31	海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
33	L N G 船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の創設
35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設



36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(10) 参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

「平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、44 の施策目標に係る政策を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 24 年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表 18-3-3 政策チェックアップを実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	努力が必要である	改善・見直し
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	おおむね順調である	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	順調である	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	順調である	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	順調である	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	順調である	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	順調である	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	おおむね順調である	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	おおむね順調である	引き続き推進
11	住宅・市街地の防災性を向上する	順調である	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	順調である	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	順調である	改善・見直し
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	順調である	引き続き推進
16	自動車事故の被害者の救済を図る	順調である	引き続き推進
17	自動車の安全性を高める	順調である	引き続き推進
18	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	順調である	引き続き推進
19	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	順調である	改善・見直し
20	観光立国を推進する	努力が必要である	改善・見直し
21	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	順調である	引き続き推進

22	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	順調である	引き続き推進
23	整備新幹線の整備を推進する	順調である	引き続き推進
24	航空交通ネットワークを強化する	おおむね順調である	改善・見直し
25	都市再生・地域再生を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
26	鉄道網を充実・活性化させる	努力が必要である	改善・見直し
27	地域公共交通の維持・活性化を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
28	都市・地域における総合交通戦略を推進する	順調である	引き続き推進
29	道路交通の円滑化を推進する	順調である	引き続き推進
30	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	順調である	引き続き推進
31	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	努力が必要である	改善・見直し
32	建設市場の整備を推進する	努力が必要である	改善・見直し
33	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	おおむね順調である	引き続き推進
34	地籍の整備等の国土調査を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
35	自動車運送業の市場環境整備を推進する	順調である	引き続き推進
36	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	努力が必要である	引き続き推進
37	総合的な国土形成を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
38	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	おおむね順調である	引き続き推進
39	離島等の振興を図る	順調である	引き続き推進
40	北海道総合開発を推進する	おおむね順調である	改善・見直し
41	技術研究開発を推進する	順調である	引き続き推進
42	情報化を推進する	順調である	引き続き推進
43	国際協力、連携等を推進する	順調である	引き続き推進
44	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	順調である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(11)参照。

(2) 「平成 25 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、以下の 3 のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成 26 年 3 月 28 日に「平成 25 年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 18-3-シ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	不動産投資市場の条件整備	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
2	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	引き続き推進
3	地理空間情報の整備、提供、活用	目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(12)参照。

また、以下の 4 のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成 26 年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表 18-3-ス 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進
2	水資源政策
3	自転車交通
4	貨物自動車運送のあり方

(3) 平成 25 年度予算に係る評価として、ダム関係の事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、5 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）」として 25 年 7 月 31 日に、5 事業について「個別公共事業の評価書（ダム事業）その 2」として同年 8 月 23 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-セ 再評価を実施した個別公共事業（25 年度予算（ダム事業）に係る評価）

No.	事業区分	件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	直轄事業等	4	事業の継続が妥当（2 件） 事業の見直し継続が妥当（2 件）	引き続き推進（2 件） 改善・見直し（2 件）
	補助事業	6	事業の継続が妥当（3 件） 事業の見直し継続が妥当（1 件） 事業の中止が妥当（2 件）	引き続き推進（3 件） 改善・見直し（1 件） 廃止、休止、中止（2 件）
計		10	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(13) 参照。

(4) 「平成 24 年度国土交通省事後評価実施計画」に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 1 事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 9 日に「個別公共事業の評価書（官庁営繕事業）」として公表。

表 18-3-ソ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分	件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	官庁営繕事業	24 年度評価：1	事業の中止が妥当（1 件）	廃止、休止、中止
計		1	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 18-4-(14) 参照。

(5) 平成 26 年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、9 事業について「平成 26 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として 25 年 8 月 27 日に、同評価書において評価手続中となった 1 事業について「平成 26 年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として同年 12 月 24 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-タ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算概算要求時実施〉

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	3 [評価手続中：1]	事業の継続が妥当 (3件)	引き続き推進
2	空港整備事業	直轄事業等	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
3	官庁営繕事業		5	事業の継続が妥当 (5件)	引き続き推進
4	ダム事業	直轄事業等	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
計			10	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(15)参照。

- (6) 平成 26 年度予算に向けた評価として、直轄事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された 10 事業を含め、359 事業について「個別公共事業の評価書－平成 25 年度－」として 26 年 2 月 3 日に、1 事業について「個別公共事業の評価書（その 2）－平成 25 年度－」として同年 3 月 20 日にそれぞれその結果を公表。

表 18-3-チ 再評価を実施した個別公共事業〈26 年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	63	—	事業の継続が妥当 (62件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進 (62件) 廃止、休止、中止 (1件)
2	砂防事業等	直轄事業	23	—	事業の継続が妥当 (23件)	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	4	—	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	205	—	事業の継続が妥当 (205件)	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	50	—	事業の継続が妥当 (50件)	引き続き推進
6	都市公園事業		2	—	事業の継続が妥当 (2件)	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	—	4	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
8	空港整備事業	直轄事業等	—	1	事業の継続が妥当 (1件)	引き続き推進
9	官庁営繕事業		13	5	事業の継続が妥当 (13件) 事業の中止が妥当 (5件)	引き続き推進 (13件) 廃止、休止、中止 (5件)
計			360	10	—	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(16)参照。

2 「政策評価の結果」及び「評価結果の反映状況」欄は、公表済分を含む。

- (7) 平成 26 年度予算に向けた評価として、補助事業等を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、33 事業について、その結果を 26 年 3 月 28 日に「個別公共事業の評価書（その 3）－平成 25 年度－」として公表。

表 18-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（26年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	河川事業	補助事業	4	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	4 [評価手続中： 20年度評価1 21年度評価1 25年度評価1]	事業の継続が妥当 (4件)	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	14	事業の継続が妥当 (14件)	引き続き推進
4	港湾整備事業	補助事業	8 [評価手続中： 20年度評価1 23年度評価1 25年度評価1]	事業の継続が妥当 (8件)	引き続き推進
5	都市・幹線鉄道整備事業		3	事業の継続が妥当 (2件) 事業の中止が妥当 (1件)	引き続き推進（2件） 廃止、休止、中止（1件）
計			33 [評価手続中：6]	—	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(17)参照。

- (8) 事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した70事業を対象に完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成26年3月28日に「個別公共事業の評価書（その3）－平成25年度－」として公表。

表 18-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	16
2	ダム事業	直轄事業等	1
3	海岸事業	直轄事業	1
4	道路・街路事業	直轄事業等	30
		補助事業等	3
5	港湾整備事業	直轄事業等	9
		補助事業等	2
6	空港整備事業	直轄事業等	1
7	都市・幹線鉄道整備事業		3
8	都市公園事業	直轄事業	1
9	官庁営繕事業		3
計			70

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(18)参照。

- (9) 研究期間が終了した個別研究開発課題48課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成26年3月28日に「個別研究開発課題評価書－平成25年度－」として公表。

表 18-3-ト 個別研究開発課題を対象として終了時評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発
2	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
3	ミリ波・マイクロ波を用いた住宅大壁内の非破壊診断装置の開発
4	ライフライン地中埋設管の経済的・効果的な液状化対策技術の開発
5	地下水位低下工法と排水工法を併用した既存戸建て住宅の液状化対策の開発
6	浅層盤状改良による宅地の液状化対策の合理的な設計方法の研究
7	鋼矢板囲い込み・地下水位低下併用による液状化抑止工法の開発
8	周辺道路も含めた既設宅地及び既設インフラの液状化対策として薄壁改良が可能な自由形状・大口径高圧噴射攪拌工法による効果的な改良形状および簡易設計手法の開発
9	基礎地盤不飽和化による液状化対策工法の実証的研究
10	周辺地盤影響の少ない地中拡翼型地盤改良工法のモニタリング・制御方法の開発
11	津波堆積土砂からのがれき分別と土砂の分級による良質な建設材料の有効利用
12	がれき残渣の有効活用によるアップサイクルブロックの開発
13	コンクリートがらを母材としたCSGの開発
14	戸建住宅・小規模建築用地中熱ヒートポンプシステムの開発
15	住宅の環境負荷を削減する先導的評価および普及技術の開発
16	オフィスの知的創造性を高める省エネルギーサーカディアン照明・温熱環境制御手法の開発
17	雨水利用壁面緑化による暑熱環境の改善および省エネルギーの効果を定量化する熱・水収支の評価技術の開発
18	靱性が高く、軽量で施工がしやすい断熱コンクリートの開発による基礎又は躯体断熱工法の検証と確立
19	太陽エネルギー利用と蓄電・蓄熱技術を融合した高自立循環型エネルギー供給システムに関する技術開発
20	蒸暑期にも有効な超高断熱・高气密住宅（パッシブハウス）に関する技術開発
21	個別送風ファンを用いた次世代省エネ型建築・全館空調システムに関する技術開発
22	戸建住宅における領域統合システム開発
23	二酸化炭素を利用したコンクリートスラッジの再資源化に関する技術開発
24	薄型ALCパネルのプレカットシステムに関する技術開発
25	改修工事におけるエコ生産のための3次元レーザースキャナーを用いた計測の技術開発
26	建築分野における土の高度利用と新構法の研究・開発
27	安全安心な建物建設に資する配筋検査システムに関する技術開発
28	鉄骨造建築物の安全性向上に資する新自動溶接技術の開発
29	湿式外断熱工法外壁に係る火災安全性能評価基準、及び、燃え広がりを抑制する施工技術の開発
30	既存RCフレームに合成接合される枠付き鉄骨ブレースを用いた耐震補強法に関する技術開発
31	中高層建築物の大幅な重量軽減を目的としたプレストレスト集成材床スラブシステムの技術開発
32	新型ボルトにより補強した木造軸組工法の技術開発
33	既存小規模木造住宅の基礎の耐震補強工法の開発
34	地震後の早期運転再開支援システムに関する研究
35	鋼橋・橋台・盛土一体化による老朽橋梁の再生に関する研究
36	高効率誘導電動機の開発
37	グリーンITSの研究開発
38	3次元データを用いた設計、施工、維持管理の高度化に関する研究
39	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
40	社会資本LCAの実用化研究
41	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
42	作用・性能の経時変化を考慮した社会資本施設の管理水準の在り方に関する研究
43	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
44	沿岸域の統合的管理による港湾環境の保全・再生に関する研究
45	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
46	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
47	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
48	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(19)参照。

- (10) 租税特別措置等に係る23政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表18-3-ナ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
3	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
4	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
5	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
7	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
8	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
17	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	中部国際空港整備準備金	継続が妥当	引き続き推進
19	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
21	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
22	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
23	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

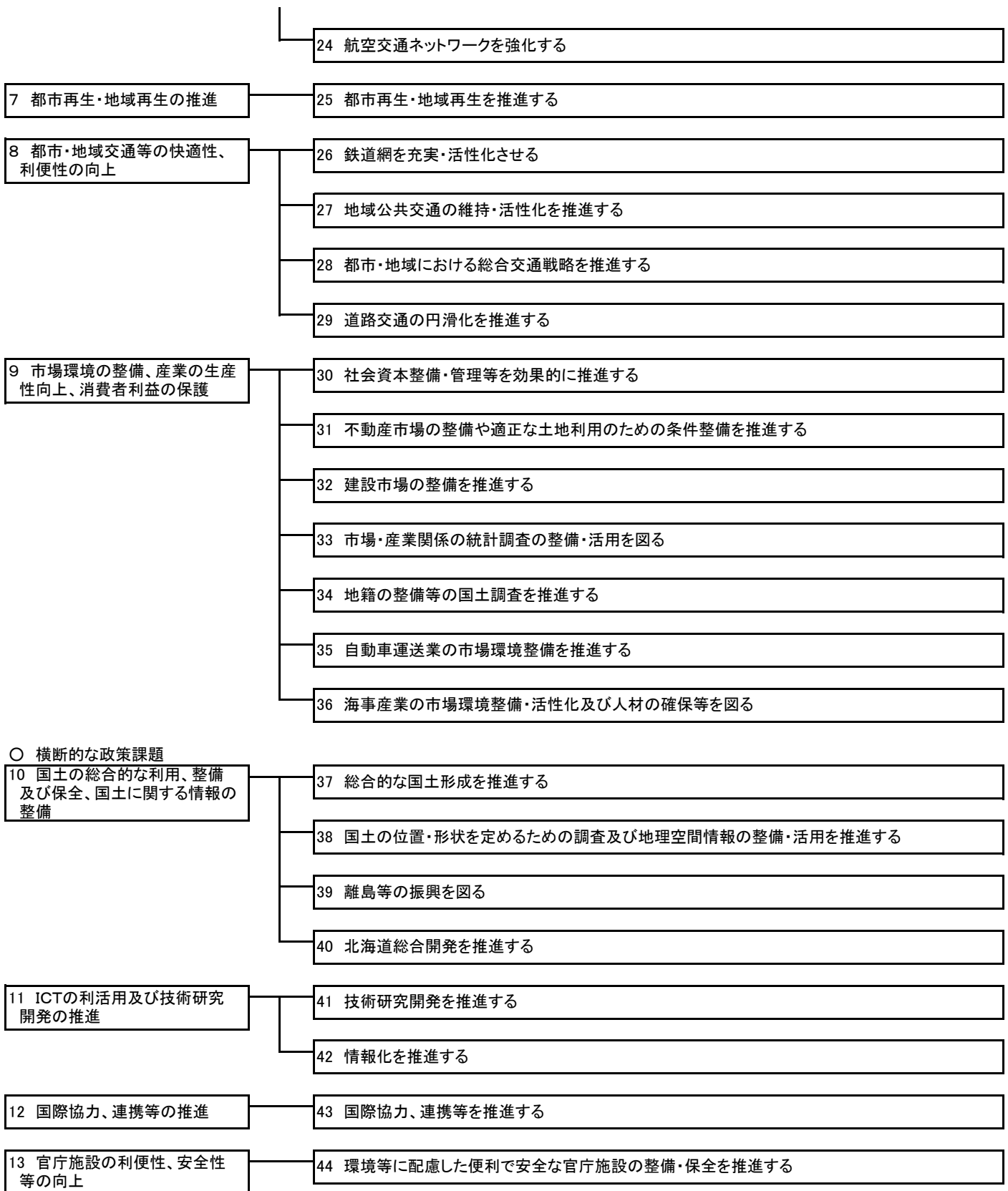
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表18-4-(20)参照。

## 政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの  
施策目標

政策目標	施策目標
○ 暮らし・環境	
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する
	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	5 快適な道路環境等を創造する
	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する
	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する
3 地球環境の保全	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
○ 安全	
4 水害等災害による被害の軽減	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する
	11 住宅・市街地の防災性を向上する
	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	15 道路交通の安全性を確保・向上する
	16 自動車事故の被害者の救済を図る
	17 自動車の安全性を高める
	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する
○ 活力	
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
	20 観光立国を推進する
	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する
	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
	23 整備新幹線の整備を推進する





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000994242.pdf>)参照。



環境省



《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成25年度環境省政策評価実施計画（平成25年5月15日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6施策に含まれる26目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：18件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	18	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	18	
	事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 26 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	9	平成26年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	9	
	事業評価方式：1件 (個別公共事業) 〔表 19-3-ウ〕	事業の実施は 有効	1	評価結果を踏まえ、評価対 象事業(施策)を実施する こととした	1	
事後評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：26件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-エ〕	目標の達成に 向けておおむ ね順調に進捗 したが、一部事 業の見直しを 行った	26	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行 った	26
					【改善・見直し】	
					政策の重点化等	16
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 26件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員8件)〕	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-オ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日及び 26 年 1 月 20 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
<b>大気汚染防止法の一部を改正する法律案</b>	
1	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
2	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等
<b>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案</b>	
3	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制
4	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設
5	立入検査・措置命令の対象者の拡充
<b>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案</b>	
6	広告に関する規制の強化
7	登録関係事務手続の創設
<b>放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）</b>	
8	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
9	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
<b>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案</b>	
10	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
11	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
12	第一種特定製品の管理の適正化のための措置
13	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告
14	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入
15	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入
16	処理完了確認のための措置の導入
<b>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令</b>	
17	1,4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加
<b>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令</b>	
18	エンドスルフェン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への指定（2 物質の製造・輸入・使用の原則禁止）、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている 4 つの製品の輸入禁止製品への追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 19-4-(1) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置
2	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設
3	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置
4	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長
5	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置

6	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
7	研究開発法人への寄附に係る税制措置
8	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
9	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 19-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 25 年 5 月 15 日に「平成 25 年度廃棄物処理施設設備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)」として公表。

表 19-3-ウ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 19-4-(3) 参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 25 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 25 年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、24 年度に行った以下の 6 政策に含まれる 26 目標を対象として事後評価を実施し、25 年 12 月 12 日に「平成 24 年度環境省政策評価書(事後評価)」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>1 地球温暖化対策の推進</b>			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>2 地球環境の保全</b>			
5	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し



7	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>3 大気・水・土壌環境等の保全</b>			
8	目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9	目標 3-2 大気生活環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10	目標 3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
11	目標 3-4 土壌環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
12	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
13	目標 3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>5 生物多様性の保全と自然との共生の推進</b>			
14	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
15	目標 5-2 自然環境の保全・再生	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
16	目標 5-3 野生生物の保護管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
17	目標 5-4 動物の愛護及び管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
18	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
19	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>8 環境・経済・社会の統合的向上</b>			
20	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
21	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
22	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
23	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
<b>10 放射性物質による環境の汚染への対処</b>			

24	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
25	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
26	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 19-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

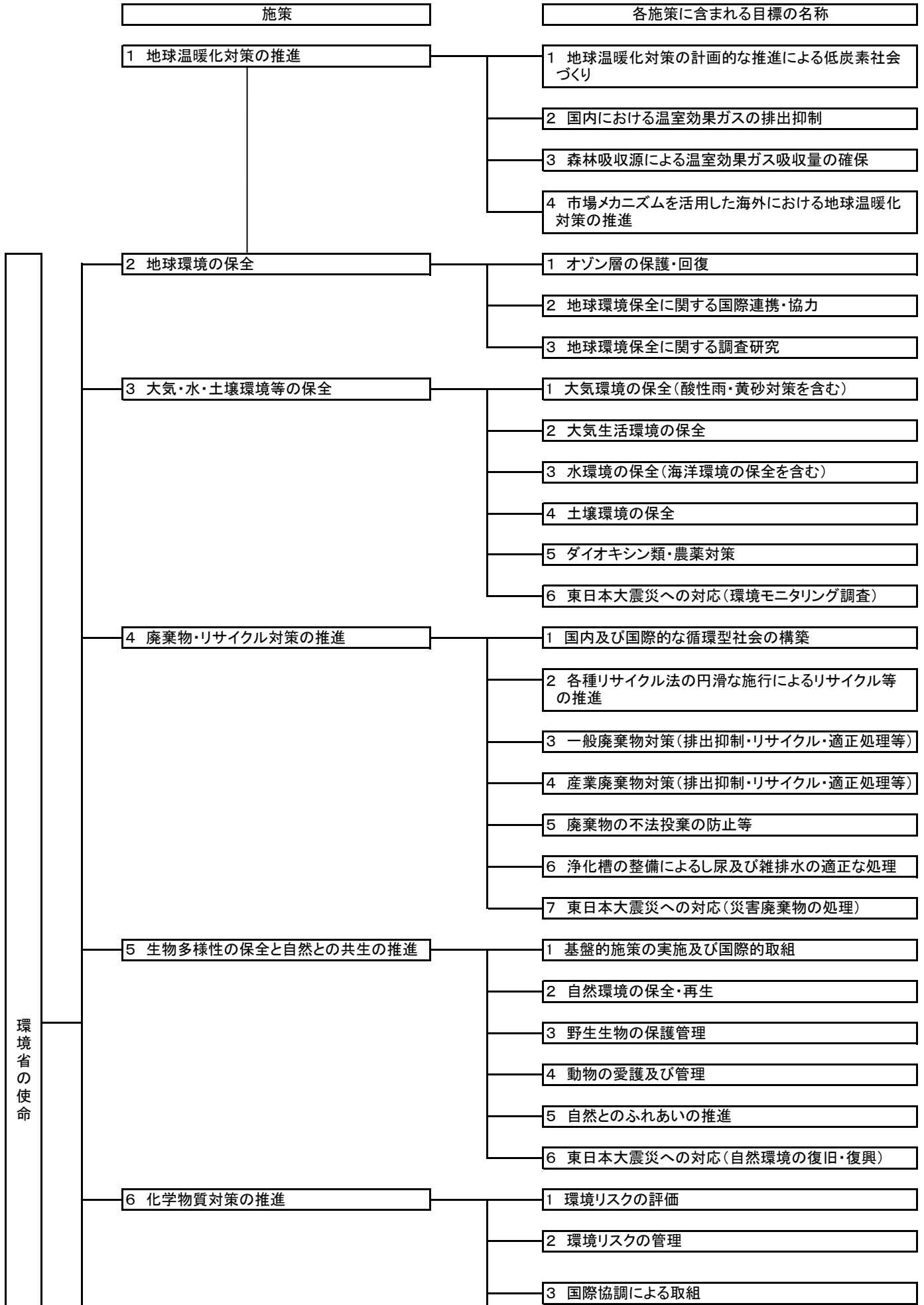
表 19-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

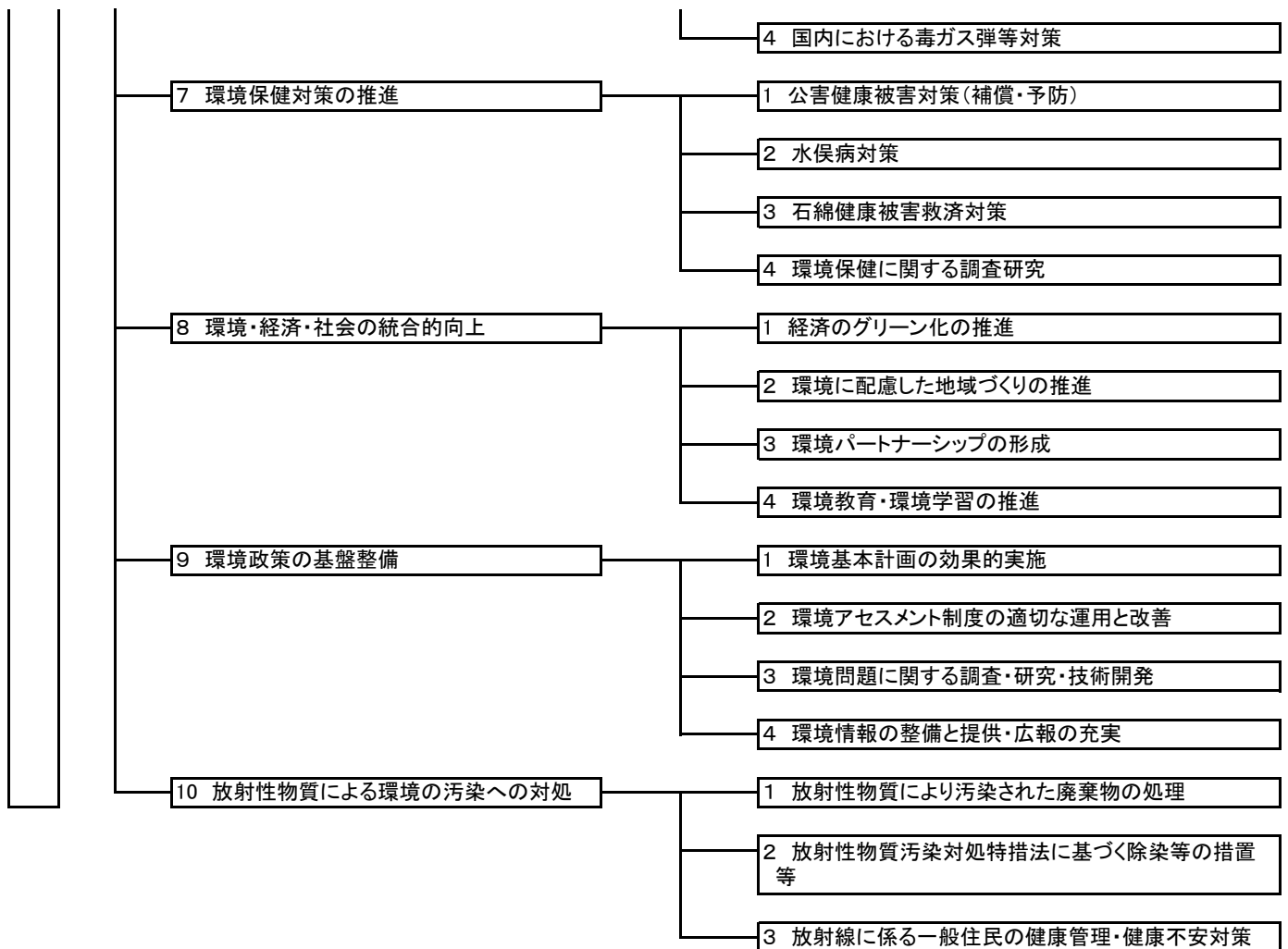
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 19-4-(5) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/seisaku-taiou.pdf>) 参照。

原子力規制委員会



《原子力規制委員会》

表 20-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日制定） 平成25年3月19日改正 平成26年2月28日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策のすべてを対象に行う。 評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、政策評価の観点に関する事項をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁長官官房総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁長官官房総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画（平成25年3月27日制定） 平成26年2月28日改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象。具体的には、原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 20-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) 〔表 20-3-ア〕	規制の改正は有効	1	評価結果を踏まえ、規制を実施することとした	1
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (目標管理型の政策評価) 〔表 20-3-イ〕	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3
	<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 3件 (うち、機構3件、定員3件)					
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—



表 20-3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年7月3日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 20-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表20-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。  
実績評価方式を用いて、「平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月26日に「平成25年度事後評価書」として公表。

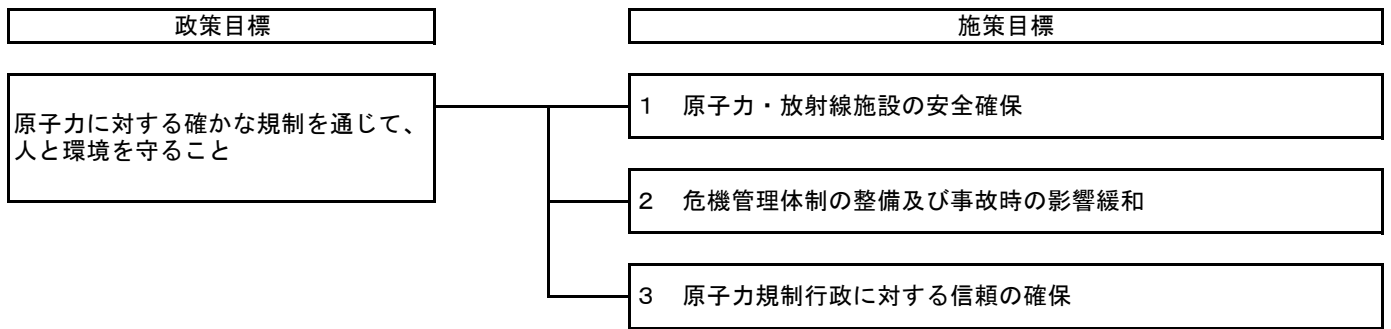
表 20-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力・放射線施設の安全確保	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進
2	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進
3	原子力規制行政に対する信頼の確保	各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表20-4-(2)参照。

## 政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ([http://www.nsr.go.jp/budget/data/yosan\\_h25.pdf](http://www.nsr.go.jp/budget/data/yosan_h25.pdf))参照。

防衛省



《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 23 年 3 月 31 日策定） 平成 24 年 3 月 30 日一部改正 平成 24 年 9 月 7 日一部改正 平成 25 年 3 月 29 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 施策（狭義）において、新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ○ 事務事業については、以下に該当する場合は、特段の事情がない限り評価の対象とする。 ア 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究） イ 概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を行うもので、新規に実施しようとするもののうち、国民の関心が高いと考えられるなど、政策所管課等が必要と認める場合 ○ 公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃を行う場合は、評価の対象とする。 ○ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る税制改正要望を行う場合は、評価の対象とする。
	3 事後評価の対象等	○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、法第 7 条第 2 項各号に規定されている要件に該当する政策を含め、毎年度の実施計画に明記し、防衛大臣が定める。 ○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設又は改廃等による政策の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から政策所管課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、少なくとも年に 1 回、政策評価の結果の政策への反映状況を企画評価課に速やかに通知する。その際、企画評価課は、評価結果の政策への反映を促進するとともに、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 企画評価課は、評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 25 年 8 月 30 日策定） 平成 26 年 3 月 31 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 4 事業（期中） ○ 8 事業（完了後）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規研究開発）：11件 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	11	
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 概算要求に反映 11件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、定員7件) 〕		
	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-イ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式（中間段階）：4件 〔表21-3-ウ〕	継続が妥当	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
			体制を充実・強化した上で、継続が妥当	3	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	3
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> 〔 機構・定員要求に反映 3件 (うち、定員3件) 〕				
		事業評価方式（事後）：7件 〔表21-3-エ〕	研究開発課題はおおむね達成された	1	評価結果を踏まえ、今後対策に取り組むもの	1
			研究開発課題は達成された	6	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	6
		事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表21-3-オ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、租税特別措置等を継続することとした 【引き続き推進】	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

## 表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 平成 26 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	装輪装甲車(改)
2	新戦術情報処理装置の研究
3	将来射撃管制技術の研究
4	将来隊員パワーアシスト技術の研究
5	野外指揮・通信システム一体化技術の研究
6	将来ベトロニクスシステムの研究
7	水中無人航走体長期運用システム技術の研究
8	適応制御型高速ネットワーク技術の研究
9	高出力マイクロ波技術に関する研究
10	赤外線画像の高解像度技術に関する研究
11	機体構造軽量化技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 21-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表 21-4-(2)参照。

### 2 事後評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 項目について評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日及び 26 年 3 月 31 日に「平成 25 年度政策評価書(中間段階の事業評価)」として公表。

表 21-3-ウ 事業評価方式により評価を実施した政策(中間段階)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	日豪・日米豪の防衛協力に関する体制強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し

2	事態対処体制の強化	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
3	米軍機の配備・運用及び自衛隊の南西地域における防衛態勢の整備の円滑な実施	体制を充実・強化した上で、継続が妥当	改善・見直し
4	男女共同参画の推進	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表21-4-(3)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の7項目について評価を実施し、その結果を平成26年3月31日に「平成25年度政策評価書(事後の事業評価)」として公表。

表21-3-エ 事業評価方式により評価を実施した政策(事後)

No.	評価対象政策
1	次期固定翼哨戒機
2	艦艇初期検討評価技術
3	一体型MD C技術の研究
4	将来ネットワーク型多目的誘導弾システムの研究
5	検知技術の研究
6	画像ジャイロ応用技術の研究
7	先進SAMの研究/先進SAM要素技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表21-4-(4)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、「平成25年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、租税特別措置等に係る1政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

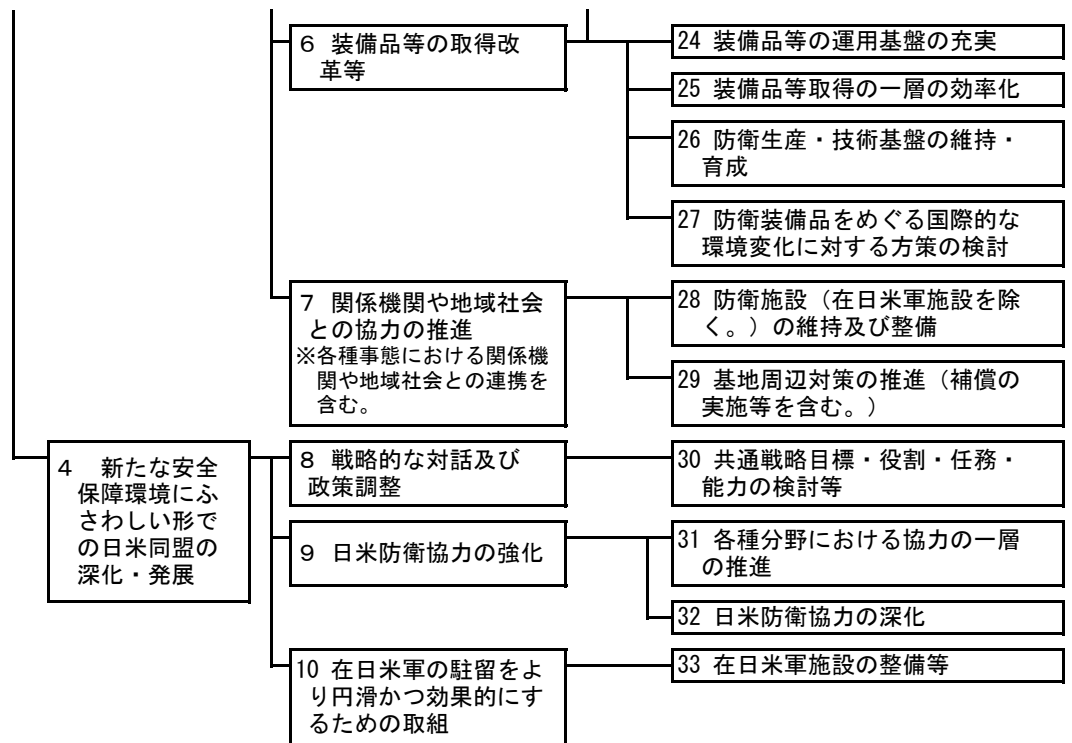
表21-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表21-4-(5)参照。







(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2013/taiou.pdf>)参照。